

第四十六回 参議院大蔵委員会会議録第二十号

(二七一)

昭和三十九年三月二十六日(木曜日)

午前十時二十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君
理事 柴田 栄君
委員 西川甚五郎君
成瀬 嘉治君
渋谷 邦彦君
天田 勝正君事務局側 参考人 常任委員 会専門員 坂入長太郎君
一橋大学教授 木村 元一君

委員	大竹平八郎君	岡崎 真一君	川野 三咲君	栗原 祐幸君	堀 末治君	柴谷 廣君	野々山 三君	野溝 勝君	鈴木 市藏君	田中 角榮君	大蔵大臣	政府委員	国務大臣
	佐野 広為君	日高 勝君	栗原 祐幸君	堀 末治君	堀 末治君	堀 末治君	堀 末治君	堀 末治君	堀 末治君	堀 末治君	北海南道開発庁	総務監理官	大蔵大臣官房
	小島要太郎君	田中 角榮君	邦吉君	市藏君	要君	廣君	廣君	廣君	廣君	英之君	大蔵省主計課長	大蔵省主計課長	大蔵省主計課長
	松井 直行君	谷村 姫君									大蔵省主計課長	大蔵省主計課長	大蔵省主計課長
	中尾 博之君												

本日の会議に付した案件

- 所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 相続税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 物品税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 自動車検査登録特別会計法 (内閣送付)
- とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)
- 国立学校特別会計法案 (内閣送付、予備審査)
- とん税法 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいま

から大蔵委員会を開会いたします。

○所得税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○自動車検査登録特別会計法 (内閣送付)

○とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○国立学校特別会計法案 (内閣送付、予備審査)

○とん税法 (内閣提出、衆議院送付)

○関税率等法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○日本開発銀行法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求める件 (内閣提出、衆議院送付)

○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○関税率等法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○日本開発銀行法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に關し承認を求める件 (内閣提出、衆議院送付)

から質疑をしていただくというふうに進めたいと思います。

それでは、まず木村参考人から御意見をお述べ願います。

○参考人(木村元一君) それでは、私はいま紹介にあづかりました木村元一でございます。三つの件に所得、法人税、特別措置法、三つの件について意見を徵せられまして、順序に従いまして、所得税から少し意見を述べていただきたいと思います。

もう御案内のとおりでございますが、所得税につきましては、初年度六百五十億ばかり、平年度七百三十七億ばかりの減税の案が出ておるのであります。内容の点で税制調査会の答申と違っている点が、特に給与所得控除についてはっきり出ておるのであります。御案内のことございましょうが、内容の点で税制調査会の答申と違っている点が、特に給与所得控除についてはっきり出ておるのであります。御案内のことございましょうが、給与所得控除につきまして、税制調査会のほうで出しました案は、定額控除を一万円から二万円に上げる。それから、五十万円までの分について二割の控除を認める。五十万円以上のところでは一〇〇%ですが、最高の給与所得控除額を十五万円まで認めてほしいという答申を出したわけがありますが、これが実際に政府の原案になつて出ておりますところでは、定額控除の二万円に引き上げは認められておりま

ば、値切られておるというかこうになつております。金額で申しまして、

初年度、わずかであります。四十七億、平年度で百十四億ばかり、この結

果減税額が少なくされておる。こんな

ような点が一つ目立つのでございま

す。

○参考人(木村元一君) それでは、私はいま紹介にあづかりました木村元

一でございます。三つの件に所得、法人税、特別措置法、三つの件について意見を徴せられまして、順序に従いまして、所得税から少し意見を述べていただきたいと思います。

もう御案内のとおりでございますが、所得税につきましては、初年度六

百五十億ばかり、平年度七百三十七億

ばかりの減税の案が出ておるのであります。内容の点で税制調査会の答申と違っている点が、特に給与所得控除についてはっきり出ておるのであります。御案内のことございましょうが、内容の点で税制調査会の答申と違っている点が、特に給与所得控除についてはっきり出ておるのであります。御案内のことございましょうが、給与所得控除につきまして、税制調査会のほうで出しました案は、定額控除を一万円から二万円に上げる。それから、五十万円までの分について二割の控除を認める。五十万円以上のところでは一〇〇%ですが、最高の給与所得控除額を十五万円まで認めてほしいという答申を出したわけあります。これが実際に政府の原案になつて出ておりますところでは、定額控除の二万円に引き上げは認められておりま

すが、四十万円までしか二割の控除を適用しない。したがって、最高限度のところで昨年までの十二万円が十四万円に引き上げられておるんですが、税制調査会の答申の十五万円に比べますと、ここで一万円、俗なことばでいえます。初めて木村参考人から三十分程度と存じ、御出席をお願いいたしました次第でございます。

委員会の議事について申し上げます。初めに木村参考人から三十分程度と存じ、御意見を述べていただきまして、そのあとで木村参考人に対して御質疑がございましたら、委員各位

お答えください。

○参考人(木村元一君) それでは、私はいま紹介にあづかりました木村元一でございます。三つの件に所得、法人税、特別措置法、三つの件について意見を徴せられまして、順序に従いまして、所得税から少し意見を述べていただきたいと思います。

もう御案内のとおりでございますが、所得税につきましては、初年度六百五十億ばかり、平年度七百三十七億ばかりの減税の案が出ておるのであります。内容の点で税制調査会の答申と違っている点が、特に給与所得控除についてはっきり出ておるのであります。御案内のことございましょうが、内容の点で税制調査会の答申と違っている点が、特に給与所得控除についてはっきり出ておのであります。御案内のことございましょうが、給与所得控除につきまして、税制調査会のほうで出しました案は、定額控除を一万円から二万円に上げる。それから、五十万円までの分について二割の控除を認める。五十万円以上のところでは一〇〇%ですが、最高の給与所得控除額を十五万円まで認めてほしいという答申を出したわけあります。これが実際に政府の原案になつて出ておりますところでは、定額控除の二万円に引き上げは認められておりま

ば、値切られておるというかこうになつております。金額で申しまして、

初年度、わずかであります。四十七

億、平年度で百十四億ばかり、この結

果減税額が少なくされておる。こんな

ような点が一つ目立つのでございま

す。

○参考人(木村元一君) それでは、私はいま紹介にあづかりました木村元

一でございます。三つの件に所得、法人税、特別措置法、三つの件について意見を徴せられまして、順序に従いまして、所得税から少し意見を述べていただきたいと思います。

もう御案内のとおりでございますが、所得税につきましては、初年度六

百五十億ばかり、平年度七百三十七億

ばかりの減税の案が出ておのであります。内容の点で税制調査会の答申と違っている点が、特に給与所得控除についてはっきり出ておのであります。御案内のことございましょうが、内容の点で税制調査会の答申と違っている点が、特に給与所得控除についてはっきり出ておのであります。御案内のことございましょうが、給与所得控除につきまして、税制調査会のほうで出しました案は、定額控除を一万円から二万円に上げる。それから、五十万円までの分について二割の控除を認める。五十万円以上のところでは一〇〇%ですが、最高の給与所得控除額を十五万円まで認めてほしいという答申を出したわけあります。これが実際に政府の原案になつて出ておりますところでは、定額控除の二万円に引き上げは認められておりま

昭和三十九年三月二十六日

第五部 大蔵委員会会議録第二十号

昭和三十九年三月二十六日 [参議院]

するという原則が新たにとられていて、国税のほうではしきりに基盤控除も、配偶者控除もあるいは扶養控除も引き上げておるのでありますけれども、地方のほうは昭和三十五年のところで押えておる。したがって、国税のみについていえば、かなりの減税ができるのであります。ところは、納税者数也非常に多くなることありますし、国税だけが少しずつ手直しをしてまいりましても、地方を含めて考えたときには、必ずしも全般的な手直しができていないといふ問題があるのであります。

方向に行つておる。
ドイツのやり方は、会社が民間から増資その他によつて資金を吸収いたしまでので、十分な配当を出さないために民間が協力をしない。また、株の市場の育成といいますか、市場機構を値上がりということだけが問題になつてくるので、むしろ配当をたくさんさせて、その配当のうちからまた増資の資金を吸収するというふうな形で資本を通じて資金を産業方面に流していくようになつたというたてまえでドイツでは始めたのであります。その考えが日本にも入つてしまいまして、ことに御案内のとおり、経営者の立場からしますというと、増資その他自己資金を獲得した場合も、銀行から借り入れた場合も、いずれも資金コストといふ形で考える。配当を必要とするような増資一割なら一割払つておれば、それで済みますというと、税金がかかるのである。配当を一割やろうというと、どうしても二割もうけておらないといふと、税金を引いた残りの配当としては一割ができない、こういうところから、資金コストの面でこの圧迫がかかるということ。これがおもな理由になりましたのであります。しかし、この場合には、所得税の計算をいたしますときに、配当控除率をいままでの一割であつたものを一割五分に引き下げるという形でバランスをとつておつたのでござります。

は、その国の事情がいろいろありますて、私どもも効果を正確に見分けることはできないのです。が、少なくとも従来三八%の法人税率を配当分について二八%に引き下げましたときには、所得税で見ておられます配当控除率を二割から一割五分に引き下げるということによつてバランスをとつておつたのであります。ところが、今までの政府の原案では、二八%を二六%に引き下げますけれども、それとバランスをとるような意味で配当控除というものを引き下げるかというと、それはおやりにならないということでありますので、金額として平年度百十一億の減税分は、まるまるどこかに減税になってしまつて、この点は、理屈の上から申しまして、いかがかと疑問に思つておる次第でございます。

おるのであります。できるとこらば、あまり広げない形で、特別措置のこういう広げ方はなるべくしない形で、われわれの検討の材料にさしていただきたかったのであります。
そのほか、損害保険につきまして新たに所得税からの控除を認めることが理由でございまして、保険と申しますか、一種の貯蓄的な意味合いを込めた新しい形の保険が出てまいりました。理由といいますと、これは、特に建物の更生共済保険と申しますか、一層の貯蓄的な意味合いを込めた新しい形の保険が出てまいりました。理由といいますと、これも生命保険について相当の控除を認めているという点からいえば、建物更生共済のよななものについてある程度控除を認めることも理屈がなっています。けれども、生命保険に比べますと、損害保険のほうは、やはり相当余力のある人がかけている保険だということと言えると思います。けれども、生命保険に比べますと、損害保険の場合は、いろいろな特別控除というものをつくつといくこと自体は、制度のたてまえからいって私は好ましくないと考えておりますのであります。もしどうしても所得税が重いということであれば、どんな所得者にも及ぶような形で一般的に負担の軽減をはかっていくということを望ましいのであります。それを逆に、今度の特別措置法の場合のように、会の席で特別措置を整備する方向で検討する確認を求めてやってきておるが、制度 자체がきわめて複雑なものになつてくると、これは毎回税制調査会の答申におきましても、それほど大きな整備案は出していなかつたので

とが困難になつてしまいまして、株主の負担になる傾向が強く出てくる、そういう性格を持っているようにも思つるあります。それから、同じ間接税であります。まして、いろいろな指標で見まして、逆進性の強いものとしては、たゞことか酒というものはかなり逆進性が強い。しかも、ものによりましては、物品税のある一部のものなどは所得に比例した負担が行なわれるよう見えますのであります。そういうわけでございまして、直接税を五五%、間接税を四五%といいまの直間両税の割合といふものをもとにしまして考えます場合でも、法人税が多くなってきますと、いうと、所得税の多い場合に比べて意味が、中身が違つてくる。

税収のほうが上がってしまっているのです。これは私は、税法といふものは特に法人を優遇するとか、特に個人形態の企業を優遇するとかいうことがないのが理想の姿ではないかと思ふのであります。そういう立場からいたしますと、いまの税法は何か根本的に法人に対する非常に有利になつてゐるような感じがするのであります。

そこで、所得税の減税問題につきましては、所得税だけを取り上げて各国と比べて重いとか軽いとかいうことを考へるのではなくて、やはり国内にありますいろいろなほかの税金、特に法人税との関連でもつてひとつ所得税のあり方を考えしていくことが必要ではないかと思うのであります。

ほかにも申し上げたいことがあります。が、いずれ御質問があることと思ひますので、一応私の意見の開陳はこれでとどめたいと思います。

○委員長(新谷寅三郎君) ありがとうございました。以上で参考人の御意見の陳述を終わりましたので、ただいまの御意見に対し御質疑がございましたら、順次御発言を願いたいと思います。

○成瀬幡治君 先生に二つの点についてお尋ねしたいと思うのです。その第一は所得税法の問題、二つ目は租税特権法の問題であります。

所得税関係では、私は臨時答申及び、何というのですか、その審議の内容と経過というのですか、税制調査会のお出しになりました本を参考にしてお尋ねしたいと思いますが、最低課税額の問題については、それは国内的に限られた問題であります。あるいは国際的にも、いろいろ御

が、一体今度の改正をあなたのほうの検討になつてお出しになつておりますが、答申どおりやつたとしたら、これは一體国民の総平均に対し何%くらいにおさめようとしておいでになるのか、また何%くらいになつておられるのか、あるいは生計費との関係もいろいろ御調査になつておやりになつておりますが、エンゲル係数の一つの例が十六ページに引いてございまして、これを拝見をいたしますと、一人世帯、二人世帯とずっとあります、五人世帯のはうがエンゲル係数が高くなつておるということは、ほかの資料にもございますけれども、結局家族の多いほど生活が苦しいという、そういう結果になつております。これを今度の改正では是正をしようとしておやりになつておると思いますが、もし答申どおりでござれば、どのくらいのかつこうに大体おさめようとしておいでになるのか。あるいはまた、給与所得者と他の負担のアンバランスの点についてもいろいろ数字をあげておやりになつて、審議は答申をお出しになつておるわけですが、こういうような点に関して、一休これがほど給与所得者のアンバランスが多くなつてきておる、これはいかぬじゃないか、こういうこともあって私は答申を出されたと思いますが、そこで、問題でお尋ねしておきたい点は、政府は卸売り物価が〇・5%上がつて物価が四・二%上ると、こう見ておる。しかし、こんなことでおさまるとはお考えになつておらぬだらうと思います。政府の言うとおりで計算されたかもしだせませんけれども、少なくとも今日の常識からいえば、物価が四・二%でおさまるというようなことはな

いと思います。そうしますと、何とも給与所得者の生活というものはよらない。しかし、他面ベースを改定というようなことも私は予測されておるぢやないか。もし予測されておるとするならば、その数字はどのくらいの規模に立って、税制改正にそういうものを織り込んでやったのか。いや、ベース改定というものは全然考えておらぬとおっしゃるのか。その辺のところを答申をされた場合にお考を承っておきたい。

そうして最後に、あなたのおしゃつたように、給与所得者の受け取れる控除限度額を一万円値切つた、非常にけしからぬことだと思つておみになつてゐるから、そういう御発言が根本的に狂つちまうかどうかといふこと、いわゆる画竜点睛を失いためのものか、一部修正的なものなのか、その辺のところを明確にひとつお教を願いたい。それが一つ。

あと続けて、「二つ目の問題についてはあらためて御質問したい」と思います。

○参考人(木村元一君) 少しことばもござりますと、画竜点睛を失いためにやつてある仕事というのには、こちらで削つたものはどこへ行つていいのかと、ほかのほうへ持つていくなら、まだいふことでございますが、政府原案のほうでやつてある仕事というのは、こちらで削つたものはどこへ行つていいのかと、私は非常に遺憾だと思っております。

十三歳以上は五万円と、いろいろに、そこで少し引き上げをばかり、両々相まちましてある程度までは負担の軽減に役立つんじやないか、十分これで満足がいくというふうに考えたわけではございませんけれども、まあまあ二百万円以下までの所得者のところには全部かぶつていって、ある程度負担の軽減になると、いう線を出して答申をしたような次第でござります。

○成瀬幡治君 私は、重ねてお尋ねして恐縮でございますが、家族の多いほど生活がえらい、という点は、あなたのほうの税負担のほうからもえらいということが出てくると思う。

もう一つは、給与のほうのことは、ベースアップの問題はお答えにならなかつたのですが、給与の順から見ましても、初任給はある程度上がってきたわけです。しかし、あなたのほうの資料で出てきた、たとえば課税最低限の推移(給与所得者の場合)で、ページ八にお出しになつた表第五を見ますと、昭和九年――十一年ごろのところは、大体独身者はいまのベースに引き直すと五十八万九千二百円が課税最低限になつてゐる。それが昭和三十八年では十五万一千八百九十九円、まあ約四十四万と開いている。夫婦と子供で四人の場合でいうと、これが大きづばに、いって二十万かそこらになると思います。そして給与体系から見れば家族の多い者ほど中だるみになつてきておる。給与体系でいえば中だるみになつてきて、であるから、給与体系のほうからもこの問題は大きく議論される。しかも、税のほうから大きく中だるみ

進学さして親としては負担の多
に一番生活が苦しい。しかし、
は一番働いてもらわなければな
く、税の答申をなされることは、
少なくともこれだけの資料
いろと検討されてベース改定等、
込んでおやりになつたら、それは
くらいの程度になるというよう
も率直にお聞かせ願えれば非常
だと思うわけです。

学校にいきたいとき
社会でいろいろな税金を支払う必要がある。そこで、私は課税最低限が現在五人家族で四十八万円のところまで来ておるのありますから、これを六十万円にすると、七十万円にするということは、私はむしろ慎重でなければいかぬ。という意味は、それだけ税金が減ってきて済むならよろしいのでございますが、財政需要のほうが変わらないとします
といふことは、むしろ時代錯誤であつて、私は課税最低限が現在五人家族で四十八万円のところまで来ておるのありますから、これを六十万円にと
り上げ税といつたようなものを設ければ、直接税の減税は簡単にできると思ふのです。けれども、売り上げ税ののような形式をとった場合の負担関係を考えれば、所得税で取る場合に比べてもっと不公平になりますが、それで、先ほどの私の説明がまづかったのですが、四十八万円という最低限といふものを国税のほうでは何か金科玉条のように守っておりますが、しかし、それなり一体、同じ所得課税であるところの住民税はどうなつたかということになりますと、相変わらず基礎控除は九万円にしかならないというような事情が一方にあるのでござります。それで、私は、これは個人的な議論になりりますと、相変わらず基礎控除は九万円にしかならないというような事情が一方にあるのでござります。それなりにそれじや所得税を納める力がないこと

間を持っておるわけです。
ですから、それじゃおまえたちは、
あるいは税制調査会としては何を基準
に課税最低限を考えたらいのかとい
われば、やはりそれはエンゲル係数
と、それからマーケット・バスケット
方式がいいかどうか知りませんが、食
料費というものとエンゲル係数とい
うものを考えて、大体こらが最低限だ
ろう、そこまではなるべくかけないよ
うにしていきましょうといふことし
か、いまのところ道がないものですか
ら、その方式とておるのでございま
すけれども、確かにいま御指摘のとお
りでございまして、独身者にはいろいろ
な形がございます。どうもこういいう
資料で見て、まことにあしきに思つた
ことは、逆進税の中で一番強い物品税
は何かと申しますと、カメラなんなどござ
います。よく考えてみますと、高等
学校を出て親元から通つているような
子供がすぐお金を、一万か二万一千円
か知りませんが、もらいますと、買う
ものがどうもカメラらしいのでござい
ます。そうなりますというと、所得が少
ない人が担税能力がないかといふこと
と、それはそうじやないという面があ
るわけでございますね。これに反しま
して、四十八万円取つておりまして
も、子供が三人いて、独立に生計をか
まえておるというような人は、かなり
苦しいのじゃないか。

て、限界税率が上がっていくというような累進構造に向かっていって、限界税率が上がっていくというふうな累進構造を持つております。そこで、考えられることは、その累進構造のブラックケットをもつと広げていくことで、つまり一〇%で済む段階の人を今までのようにもう所得が二十万円以上にならすぐ一五%かかる、二〇%かかるというようにして、ずっと広く一〇%程度で課税していくという方式をとると、かなりその辺緩和されるのじゃないか。

ただ、私どもの今度の答申というものは、将来の姿を頭に置きながら考えておるのでござりますけれども、何ぶんはおるのとござりますけれども、何ぶんにもことしの財政需要に見合った収入がほしいということがすぐに差し迫った問題として出てくるのですから、確かにおっしゃるとおりに足りないといいますか、まだまだ苦しいところが多いということは十分認めておるのですけれども、ただ、そこを減らして、一体それじ穴をどこで埋めるかという問題として考えますと、重いからそこだけはというわけにもいかなかつた。そんなふうなことで、特に特率四・二%の物価騰貴のほかに、なおかつペースアップというものまで考慮を入れてということまでの、十分取り入れることができなかつたことは事実でございます。

○成瀬幡治君 これは、もう一點自然増を六千八百余億見積もつておるわけなんですよ。ですから、ここは、それは財源がないといえばないという言い方もあると思うのです。あるといえども、どうせいまでも当初に対しても何%かというものはいつでも伸びてお

おるわけです。今度いわれておること
は、約千億ぐらいまだあるだろう。そ
うでなければ次の二次補正等は組めぬ
じゃないか。だから、当然予想され
ておるわけなんですよ。ですから、やはり
税が、あなたのほうの資料から見まし
ても、六ページの主要諸国における最
低課税の比較を見ましても、日本は最
も、もう少し引き上げていただいたほ
うがむしろいいじゃないか。税制調査
会に私のほうからお願ひしたい点は、
もとと何か政府に、値切られてしまう
のですから、もっと理想図というよう
なものも描いて私はやつていただきほ
うがいいじゃないか。これはお願いな
り意見でございますから、私はやめま
すが、決してあなたの答弁は必要とし
ませんですから。

出を一切させておるのは、日本の国では中小企業だと思うのです。また、輸出の上からも出てくるわけです。しかも、その恩典に沿するものは、アッセンブル・メーカーが恩典に沿して、それをささえるところの協力工場といふものは全然恩典がないわけです。
ですから、いつそのこと、もし租税特別措置法というものがあるとするなら、中小企業を守っていくとか、あるいは農業関係の人を守っていく、いわける政策上から出たアンバランスなところを拾い上げていくというのですが、すくい上げていくという立場にある。だから、こういうような輸出の問題をもおやりになるとしても、基本的には商社や大メーカーではなくて、それをざざえておる底辺のところに恩典が行くべきだということを、まず第一に考えるべきではなかろうか、こういう意見に対してもういろいろにお考えか。
それから、二つ目は、答申に出でおるところは、最初に指摘しましたように、繰り延べなんですよ。免稅(じやな)いわけなんです。ここに根本的な違いがあると言っている。それから、もう一つは、資産償却を対象にしておりませんから、中小企業の人はそんなに機械設備が必要じゃないわけなんですよ。それから、あるいは木造でやっております、バラックでやっておりますから、資産償却はもうすでにしゃってあるところがあるわけなんです。そういうところには恩典はゼロだということになる。そこで、いろいろと計算もしてみて、なるほど八割する。特別控除というものはガットの関係上いかぬ

ということとはわれわれもわかるわけなんです。とするなら、もう少しいま申しましたように、もうすでに資産償却をしちゃつておるところ、あるいは協力工場、あるいはメーカーでも弱いようなメーカーに恩典が行くようなことが討論されて、いろいろなことがあったのだ、しかし、やむなくここに落ちついたと言われるのか。まあこれよりかしようがないから、こちら辺のところにやったのだよと、軽く片づけられちゃったのか。その辺のところが、私らも税制調査会のこまかい内幕のこととはわかりませんから、何と申しますか、中身のことの御説明がひとつ承りたいと思います。

まあこれははとつちがほんとうに正しいのかということは、会計学者その他の間でも議論があります。しかし、私は国民经济の立場に立ちますと、優秀な会社でどんどん伸びていく会社は、準備金がどんどんふえていくのでござりますから、その分だけは実は免税をしたのとまず同じじゃないか。

それから、もう一つは、繰り延べに伴う利子といいますか、借りたとすれば、相当の利子を払わんならぬものが、税金を出さないがために利用ができるという面もありますので、繰り延べということが、直ちに税金の支払いをただ延べただけだというような考え方には、「一考を要するのじゃないか」というふうに考えております。

それから、底辺の問題でございますが、これは税制調査会でいぶん議論がございました。それで、今度の案にありますように、組合をつくりましてそこを調査をすると、市場開拓の準備をするとかというものについて、は、これはぜひひとつ認めなくちゃいけぬだらうということで、ああいう案が出ましたその背景には、その問題についての相当の議論があつたわけでございます。ただ、これは税務当局のほうのお考えもあつたのですけれども、どこまでを市場開拓準備金を見るか。向こうからバイヤーが来た、ごちそうしてどんどんあちこちあれしたというようなもの今まで――までというか、認めなければならぬ場合が多いと思いますが、しかし、中には、それを理由にして脱税のために利用する人もないわけじゃない。そこで、一つ区切りをつけまして、客観的に組合で出すような形になつたものだけを認めていこう。

こういう妥協が行なわれたわけでございます。
最後に、根本の問題として、日本の中
小企業に対する税法上の優遇とい
ますか、親切なあたかい心持ちは、
どうしたらいいかという問題。これは
委員の中にも、そちらのほうの事情を
詳しい方が何人おられまして、絶え
ず発言されておられるのでござります
が、ただ、税制調査会に限りませんは
れども、税のことが問題になつていて
中した形で議論が出てまいります。は
とくには、中小企業を優遇するために
は税金をどうしても下げなくちゃいけ
ないのだということで、税にうんと集
められた形で議論が出てまいります。は
れども、よく考えてみますといふと、
税金というのは、利益があつたところ
へあとから取りに行くという形のもの
なんでございまして、積極的に税金で
もってあなたのほうの企業をうんとよ
くしましょうといふような形にまで
持っていくということは、本来はそ
ほど期待をできないものではないか。
したがつて、特に中小企業を助長せ
がためにという形でこまかなる配慮を加
えるということは、税法ではなかなか不
可能ないということがある。つまり、
こちらを優遇しても、問題は親会社と
下請の関係に一つはなるのでござい
ますが、結局そっちに吸い取られるとい
うことは、力関係でいつでも出てくる
わけでございますね。したがつて、こ
の問題は、税法のみならず、金融と
か、それから日本の産業構造といふ大
きな政策の中の一環として考えな
ければならぬ問題なので、税法上でき
ることだけは考慮し、また議論もした
うございますけれども、十分じゃな
いです。

いところが出てきたのは、やむを得ない点があるのじゃないかと思います。
○成瀬幡治君 私が二、三知つておりますメーカーで試算をしてみますと、現行の輸出控除の恩典と今度の改正の恩典とでやりますと、七十一億くらいの輸出をしておって、もちろんこれは所得控除の恩典ですから利潤がなればできませんが、そこが今度の改正でやりますと、税負担でいいますと、大きばに申しまして、そこは大体一割弱利潤をあげておるのですが、大体一億一千万くらい増税になるわけです。それから、これは一億ほど輸出をやっておるところで、資産償却は大体二百万しかないところです。しかも、これは二、三年の資産償却を圧縮して、それだけになつてきているということです。それで、これを平年度に引き直してみると、大体百万ちょっとくらいになる、これの増税分が。大体年に四、五百円違うわけなんです。それから、五億ほど輸出しておるところを見ますと、これは幸にして工場施設を新たに建てたばかりですから、しかし工場は、コンクリートのは償却が四十五年ですから、少し圧縮されたり、その他の恩典を入れても、そういうした恩典がないわけです。そこでやはり五、六百万円の増税になつておる。ですから、これは輸出控除の特別措置というのではなく、西ドイツがやっておったが、今度はOECDに入ったためにこれはチエックされたということを承知しておりますが、これがべらぼうによ過ぎたといえばそれまでかもしれませんけれども、何か片方では、輸出振興ということが盛んにいわれておるわけです。きょうの経済懇談会のこと

関連して、企画庁長官の新聞発表によれば、海運収支の問題は、四十三年まではこれはとてもだめだと、やはり輸出振興以外でない、こういうことがいわれておるわけです。これはわかり切った話なんですがね。ところが、そういうことがあるとするならば、私は何といっても、あなたがおっしゃるよう、利潤があつたらまるけるものだと。中小企業は弱いものだから、利潤をなかなかあげないから、手は差し伸べられぬわいというだけで片づけずには、やはりだれが何と言つたって、減税というのは大きな政策なんですよ。これはやはりあたたかい手を差し伸べるという姿勢でなければならぬと思います。それには私はいろんな方途があると思うのです。たとえばアッセンブル工場に対して部品を納めておるところに、そこまで恩典が行くというようなことになるならば、これが非常に捕捉したいというが、何も捕捉にくいわけなんでない。そういうところまで恩典が行くといふようなことに税法上なれば、今度はその下請会社のほうが一生懸命で、その説明をとるならどうか努力しますよ。そういうことをやらずにあって、中小企業のことは捕捉しにくいというだけで押し流されでは、これは幾ら熱心に討論したとおっしゃっても、出てきたものを見ると、そこまでどうも手が届いておらないような感じがしてならない。これは私の誤解かもしれません。いま先生は、熱心に討論したと、こうおっしゃるのですがね。

レクトになつておるとすれば、輸出の恩典がある。それに部品を納めているところに対し、その協力工場で、ビス一本でも輸出が一〇〇%のところがあるかもしれません。あるいは五〇%になるかも知れませんが、いずれにせよ、協力工場がアッセンブル工場に対しての納入比率はつかめます。アッセンブル工場のほうが国内には二〇%出して外国へ八〇%輸出したとすれば、協力工場の輸出貢献の比率は抑えることができるわけです。そうすると、アッセンブル工場は何もなくなってしまうかというと、そういう訳で、協力工場から納めたものがXならばYをプラスして、Zという形で恩典というものがあるわけです。それをXとYに分けたらしいじゃないか。何も微税技術上にもそう困難はないし、国内的な収入からいってもない。ただ、いま言ったように、恩典が中小企業、零細企業に及んだという形になるから、そういうことは可能じゃないか、またやるべきじゃないかという考え方ですが、どうでしょう。

需会社と、いうものができます、特に
に資材の配給をやる、生産上において
便宜を与えるというので始めたのでござ
ります。ところが、いまのお話をよ
うに、それではそこに資材を提供して
いる会社はどうだというので、軍需会
社は初めは百くらいであったのが、と
たんに三百にふえたが、そうすると、
一体軍需会社といつても、小型部品を
つくっても飯を食わざにはできないの
だ、ほんとうの原料は何かといえば米
ではないか、麦ではないかということ
で、またそれを広げるというようなこ
とで、結局、輸出の全体をささえてお
るもの、それは国全体で、経済全体な
んで、関連をたどってまいります。
XプラスYになるが、そのYがまた
Y₁、Y₂、Y₃というふうに分かれしていく
と、いうことになりますので、どこかで
区切りをつけなければならぬかと思
います。そうして下に下がつていけば
いくだけに抽象的なものにいくかもし
れませんが、その区別ができる、またそ
うすることによって事実下請のほうに
も値切られないでやっていけるとい
う道がほんとうにあるならば、考えてい
く必要が十分あると思いますので、今
後の研究にまたしていただきたいと思
います。

いうものは除きます。そこで、たとえぱつとめ人がようやく百万円くらいの貯蓄をした、そうしていまの定期では五万円くらいのものですが、そういう利子所得がかりにある、それを二十年積み立ててみたところで、なかなか家はできないというのが現状だと思います。ところが、もともと貯蓄の目的といふのは、一般的には先行きの生活のためということであつて、そうするとどうしても貨幣価値の変動といふことを織り込んで考えなければならぬ。そういう場合に、貨幣価値のほうは年六・何%か下がつてくる、最近の傾向を見れば、そうすると、五分か五分五厘の利息をもらつても、事実は一向……。それはまぼろしの所得みたいなものであつて、その人の生活の将来のささえには何らなってい不会有ね。ただ、将来にわたつて、ゼロよりもあつたほうがいいという程度のものだと思うのです。さつき言ひようように、利子所得を何でもかんでもといふ議論をしているのではなくて、多額の利子所得の場合は、所得再配分の意味で財産税的な課税の内容になる。しかし、いま言つたように、少額の利子所得の場合には、話はやはり別に考えなければならない。諸外国の例でいうなれば、おそらくスイスあたりへ行つて、スイス・フランが二十フランあれば、いまだつて二十年前とそつ違わないのですね。ドルでいったつて五十年間でようやく半分に値打ちが下がつた。日本の場合をいうと、同じ五十年間にどうですか、学者先生方が集まつてゐる税制調査会などではどういう計算をされてゐるのかわかりませんが、大まかな見当で、

五十年と見れば二十五分の一から三十年の一の下がっているのじゃないかと思うのです。それで、そういう織り込みをしないと、一般的の国民はいつまでたっても家ができるないというようなことで、もう夢を持つことさえもできない、こういうことになると思うのですが、そういうことについて検討をされたのでしょうか、されなかつたのでしょうか、いかがですか。

○参考人(木村元一君) ごく低額の所得者が少しの貯蓄をした場合というお話をでしたが、税制調査会では、元本が下がってくるということについてどうこうという議論はいたしませんでした。ただ、元本五十万円までは利子は免税になっております。それから、その人の所得が小さければ、かりに百万円貯蓄をしまして五万円の利子が入ってまいりましても、かりにその方が年額四十三万円しか取つておらなければ、税金はかかるないわけでございます。元本に対する課税ということはもちろん考えておりません。利子の金額がだんだん大きくなってきて、しかもほかにも所得がある人は、担税能力がほかの人に比べてあるだらうから、税金を取つたほうがいいのじやないかという議論は出でております。ただ、現行では利子は源泉分離で5%だけ納めればいいことになっておりますので、これでは大所得者の利子の租税負担能力を考えた場合に、それこそほかに所得がなくて給与所得だけで暮らしている人に比べれば、担税能力が十分あるのに取つてないことになるだろう、そういう議論をしておつたわけでございまして、百万円の金額がだんだん減っていくということについ

○天田勝正君 それから先は議論になりますから、先生と甲論乙駁するつもりもありません。しかし、これは元本三十万円までのものが五十万円になつた、そういうことは私も承知済みでお願いしているのであって、四十三万円云々といってみたところで、その程度のものではとても家を建てるなんといふわけには何と考へてもいかない今日だし、百万円という例をあげたのですけれども、別段これも百万円初めから親の金が何か降つてきたようにあるんじゃないんで、そいつをためていくにせいぜい平均すれば年間三万ぐらいためている。それですから、そういうことをやれば、この夢自体も夢語りなんですよ。せめてそうなつたものが幾らかでも夢を持てるということについては、ひとつ高額利子所得者の場合のごとく所得の再配分と考えてもいいのは別として、こういうものについては将来ひとつ考えていただきたいと思うんです。

いうほうが骨が折れるのに、そのほうがさらさら恩典がない。これは、どうもロジックからいっても妙じゃないかと思うんです。

それから、もう一つ、これは現行制度ですが、ある不動産を売って別の不動産を取得した場合には、これは制度上いろいろ特典がある。ところが、実際わざかなものを持ついるがゆえに、未亡人になってしまっても生活保護も受けられない、そういう人は財産処分するほかない。そうすると、財産処分したことについては税金がかかるつてくれるけれども、そういうありますだから、別の同額にひとしいようなものを他に買うということはとても不可能なんです。そういうときは税金だけ取られて、一つもどこからも調整措置といふものはない、こういうものも出てくるんですね。これは今度の改正とは別の一例を引いたんですが、そういうことで、これまで今度のときはやむを得ないとかという結論でこうなったんだじゃないかと思うんですけども、こういう点についての御議論がなされましたか。

扶養控除であるとかいうものは、最低生活費という形でもって課税所得から除外する。これは各国ともやっておるし、理屈の上からもわかるんでござりますけれども、家を持ったその家の償却を給与なら給与の所得から引くという制度は、所得税で考えておる所得といふものに何か根本的な変革を加えないとちょっとできないんではないかと、かように考えております。

それから、未亡人その他家庭的事情で自分の財産を処分したときに何ら恩典がないということは、これはもう絶えず税制調査会でも議論が出ております。ただ、現行の制度では、株式の売買による利益、資本利得は課税の外にござりますが、財産の売買については課税をしておる。そこに、二つの間に大きな差別的な方式がとられておる点については問題があるんでございますが、一般的に資産所得を免稅にするところだけ残った場合はどうだというふうに、一々優遇を考えることは、私どもども、資産所得を課税するという前提に立って、未亡人の場合はどうだ、子供だけ残った場合はどうだといふうに、いまのところ考えておりません。ただ、かりにそういう場合の基礎控除なり免税点なりを引き上げるという形で考えることは、絶えずやっておりますけれども、個別的にその人の事情に応じた資産所得の取り扱いの差別というものは考えていないのでござります。

○天田勝正君　これは議論になりますから、議論の部分はやめます。

それから、次は土地の問題についてですが、これは固定資産税の関係もありますけれども、また一面、所得税の譲渡所得というような関係にもなります

す。いま土地が非常に上がったといつてみたところで、土地そのものは、本来工業製品のようにだれかが製造したものでもない。地球をつくったといふ人には一人も聞かない。そこで、値上がりになつて処分しても、同一条件のところをまた別に取得する場合、どこにももうけが出ない。同一条件である限り、かりに同じ値段で買っても、登録税だけはどうしても損をする、こういうことになつてゐるのです。これはどちらの利益になるのだというものの考え方では、どうも私はおかしいじゃないかと思う、私個人としては。この間も予算委員会で議論したのですが、固定資産の例をあげるんですけれども、たとえば赤坂あたり坪当り百六十二万円いくらいします。固定資産の再評価といふものは、徐々ではあるけれども、時価主義で持つていく、こういうのですね。それについては、政府は税率調整をやるから増税にはならないのだ、こう言う。ところが、いま「ミカド」みたいにもうけている連中はいいだらうが、すぐそばで三十坪くらいの屋敷をやまえている、これは先祖伝来のものですから、それが再評価されようがされまいが、その人が使う上においては何も価値としては違わない。けれども、時価主義でやれば、これはたちまち五千万円の資産になつてしまふ。税率調整をやって十分の一に下げられてみたところで、ちつともつとめ人である限りその税金すら納められない、こういうことになる。これはいま一つの例ですけれども、だから、先生にこのことでどうという質問をするつもりはありません。

いまの極端な例でおわかりのように、私は埼玉ですから、みんな売ってえらくもうかつたつもあり、人をそう思つてゐる、当人もそういう錯覚に落ちて、二年もたつと重散霧消なんだ。あたりまへつとめさせるために、今度屋敷を買えなんです。えらく高く売つたつもりだけれども次三男をそこへ来た工場へつとめさせるために、今度屋敷を買う。これは千坪くらい売つたのが、五十年坪くらいの土地を買えばなくなつてしまふ。あたりまえだ。売つたときよりも非常に高くなつてゐる。ですか、私はこういう議論が少なくとも税制調査会たりでは微細に出べきだ。このことは歴史にもないほどの変動だから、こういう妙なものが出てきたんだですね。こういう点についても何か有力な御意見があれば、ひとつ参考に聞かしていただきたいと思います。

○参考人(木村元一君) 謾渡所得が普通の正規の所得とは違うということは、これはもう理論的にははつきりし

ていることでござりますが、経済の原則から申しますと、議論になるのかも

されませんけれども、赤坂で昔からの土地が五千万円になつたということ

は、やはり一種の不労所得ぢやないかと思うのでござります。ただ、それを

売らないで、実現しないのに税金がかゝってくるものとしては固定資産税と固定資産税を時価まで一ぱいに持つて

いつていいかといふことについては、いま固定資産税を特に取り上げております地方税制部会でもって、この一年の間に結論を出そうと/or>する議論をしておられるようあります。私が予想されるために、実は暫定的に、私もまあ私見はありますけれども、今

後の検討を待つ段階にあるのであります。

土地がどんどん上がつていくといふ状況を考える場合には、他方では、同じ条件の土地でありながら、さびれて合には同じ条件でございましょう、赤坂におられるといった場合には、同じ条件であるといふのであれば、土地が下がつていくような条件のときには、

あそこは同じ条件になるといふのではございませんので、私どもは、そういう土地をお持ちになつておられる方と土地を持つおられない方との間の担税能力の違いといふことに着目するわけなんですが、経済的にいえば、ある土地の状況が変わつてきて、時価がそれだけ動いている、それはその時価を考えますのがいいのか、あるいは収益価格で考えるのがいいのか、居住地の場合に売買実例をそのまま適用する

のがいいのか、つまり評価のしかたの問題については今後考えなければならない問題がたくさんあるだらうと思ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御発言

なつござります。

三つござります。

一つは、相続税法第十五条に規定

いたしておりますところの相続の場合の

じ条件の土地でありながら、さびれて合には同じ条件でございましょう、赤坂におられるといつた場合には、同じ条件であるといふのであれば、土地が下がつていくような条件のときには、

あそこは同じ条件になるといふのではございませんので、私どもは、

そういう土地をお持ちになつておられる方と土地を持つおられない方との間の担税能力の違いといふことに着目するわけなんですが、経済的にいえば、ある土地の状況が変わつてきて、時価がそれだけ動いている、それはその時価を考えますのがいいのか、あるいは収益価格で考えるのがいいのか、居住地の場合に売買実例をそのまま適用する

のがいいのか、つまり評価のしかたの問題については今後考えなければならぬ問題がたくさんあるだらうと思ひます。

○委員長(新谷寅三郎君) この際、相続税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、自動車検査登録特別会計法案、国立学校特別会計法案、とん税法及び特別とん税法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、「地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に関する承認を求めるの件」、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案、以上十一件を一括議題とし、本案につきまして順次補足説明を聽取いたします。

なお、関税定率法等の一部を改正する法律案及び北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案の両案は、衆議院において修正議決せられておりま

す。この際、あわせて政府委員から便宣衆議院の修正点について説明を求めることになつております。

○政府委員(泉美之松君) 相続税法の一部を改正する法律案につきまして、

補足説明を申し上げます。

九

その十万円をこえる財産を取得した場合に、間違ったと関連したのと引き上げました。年々の贈与のうち同一の贈与者からの部分は二十万円をこえる部分だけ三年間の累積課税するというふうにいたしましたのでございます。

その次に、改正の第三点は、民法の改正によりまして、相続財産の一部または全部が相続人がいらないために被相続人の死亡の際看護等をいたしました者に特別に分与される制度が設けられたのでござりますが、この制度につきましては、その実態からいたしまして、相続人から遺贈によつて取得したものとのふうにいたしております。それが三条の二の改正でござります。それに応じまして、二十九条に、そういうことを知った日の翌日から六ヵ月以内に申告を要するというふうに規定いたしております。

本年の三月三十一日限り、あるいは九月三十日限りで到來いたしますので、検討を加えましたあげく、七品目のうちスチレオ及びパッケージ型ルームクーラー、カーカーラーのこの三品につきましては、それを二年間暫定軽減税率を続け、その他の四品目につきましては、期限到来と同時に本来の税率に復するということにいたしておりますのでござります。

第二点は、從来物品税の場合におきましては、未納税移入をいたしました場合には、その移入をしました日から十日以内に税務署長に移入をしたことの申告をしなければならないことになつておるのでございますが、未納税移入の回数が多うございますと、納税者にとっても手数でござりますので、そういう回数の多い場合におきましては、一ヶ月ごとに取りまとめて未納税移入の申告をすればよいということにいたしまして、手続の簡素化をはかるうとするものでござります。

果、揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の合計額は、一キロリットル当たり二万六千円から二万八千七百円に引き上げられるのでござります。

第二点は、やはり物品税の場合と同じように、未納税移入をいたしました場合に、從来は移入した日から十日以内に税務署長に申告しなければならないことになつておつたわけであります。が、これを事務の簡素化のために、月まとめにいたしまして、翌月十日までに申告すればいいということにいたしましたのでございます。

以上をもちまして、三案の補足説明を終わらしていただきます。

○委員長(新谷寅三郎君) 相澤法規課長。

○説明員(相澤英之君) 次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明をいたします。

この特別会計の農産物等安定勘定は、提案理由説明の際にも申し述べましたように、本来、農産物価格安定法に基づき政府の行なう農産物等、すなわち、カシンショーン粉、パレンショーン粉等の売買に関する経理を明らかにするために設けられた勘定でございまが、この勘定におきましては、從来、農産物等に関する経理のほか、さらには、暫定的に、旧てん菜生産振興臨時措置法の規定によるてん菜糖及び飼料需給安定法に規定する飼料需給計画に基づく輸入飼料の買い入れ、売り渡しに関する経理もあわせて行なつてきております。

しかして、この勘定設置本来の趣旨にかんがみ、ただいま別途前国会から引き続き御審議をお願いいたしておりますところの甘味資源特別措置法案の

中で、この特別会計法の一部を改正し、同法に基づいて政府の行なう国内産糖または国内産ブドウ糖の売買につきましては、昭和三十九年度からは、新たに砂糖勘定を設けてその経理を行なうことといたしておりますが、さらに、輸入飼料につきましても、その売買数量及び金額が農産物等の數十倍に達しておる状況にかんがみ、この際に新たに輸入飼料勘定を設け、その経理を行なうことといたした次第でござります。

次に、今回新たに設けますところの輸入飼料勘定の仕組みについて御説明いたします。

まず第一に、輸入飼料勘定の歳入歳出については、輸入飼料の売り渡し代金、調整勘定よりの受け入れ金、一般会計よりの受け入れ金、その他付属雑収入をもって歳入とし、輸入飼料の買い入れ代金、輸入飼料の買い入れ、売り渡し及び交換に関する諸費、業務勘定及び調整勘定への繰り入れ金、その他付属諸費をもってその歳出とすることといたしております。

第二に、この勘定における輸入飼料の買い入れ代金の財源に充てるため必要があるときは、食糧管理特別会計の負担に属する一年以内に償還すべき証券を発行した場合は借り入れ金の借り入れを行なうことができる」といたすとともに、輸入飼料の買い入れのため該年度内における資金繰りに充てるため必要があるときは、この会計の負担において、当該年度内に償還すべき証券を発行した場合は一時借り入れ金の借り入れを行なうことができることといたしております。

算上利益が生じた場合には、この勘定の積み立て金として、積み立て、損失が生じた場合には、これをこの勘定の積み立て金を減額してこれを整理し、整理できない部分については、これをこの勘定における損失の繰り越しとして整理することといたしております。

第四に、この勘定において売り払う輸入飼料については、飼料需給安定法第五条第三項において、その売り渡しの予定価格は、その原価にかかるわらず、国内の飼料の市価その他の経済事情を参照し、畜産業の經營を安定せしめることを旨として定めるべき旨が規定されておりますので、コストを割った価格で売り払うことがあり得るわけでございます。このように損をしてまで売り払うこととするのは、畜産振興のための国の施策としてこれを行なうがためでありますので、それにより生ずる損失については、一般会計からこれを補てんして埋めることができるようにする必要が考えられるわけでございます。

このため、本特別会計法第六条ノ二ノ三第二項に規定を設けまして、輸入飼料勘定に生ずる損失を補てんとするため、予算の定めるところにより一般会計から繰り入れができることとしたしております。昭和三十九年度におきましては、一般会計から三十六億円を繰り入れる予定にいたしております。

第五に、以上のほか、輸入飼料勘定の設置に伴つて必要な規定の整備をはかるとともに、農産物等安定勘定から分離して新勘定を設けるのに伴つて必要な経過的な取り扱いについて規定をいたしております。

10. The following table summarizes the results of the study.

以上が、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明でございます。

次に、自動車検査登録特別会計法案の提案理由の補足説明をいたします。

し上げましたとおり、政府におきましては、近年における自動車の激増に伴い、自動車の検査及び登録事務が増加したことにより、その処理体制の改善をはかる必要があると考え、所要の予算を計上して別途御審議をお願いしておりますが、その経理につきましては、特別会計を設置して一般会計と区分して経理することが適当であると考え、ここにこの特別会計法案を提出いた次第であります。

に供するには、道路運送車両法の規定するところにより、自動車登録原簿等の規制をいたし、自動車の所有権の登録し、また検査を受けて自動車検査証の交付を受けなければならないこと等により、公共の福祉の増進に資することとしたとしておるのであります。一方、これら道路運送車両法の規定による検査及び登録を受けようとする者は、同法の定めるところにより所定の手数料を納付しなければならないこととされておりましたが、その収入は従来からおおむね検査及び登録事務に必要な経費をまかねる程度の額になっておりました。そこで、これら検査及び登録手数料の収入をもって特定の歳入とし、自動車の検査及び登録を行なう陸運事務所の人事費、施設整備の改善等のための特定の経費に充てることとし、一般会計と区

分して経理するため特別会計を設けることが、自動車の検査及び登録事務の円滑なる運営を確保する上でおいて効

入印紙をもって納付され、一般会計の
収入となつてゐたのであります。今
回、別途提案して御審議をお願いして
おります道路運送車両法の一部を改正
する法律案によりまして、この手数料
は特別の印紙をもって納付され、この
特別会計の歳入となることとなつてお
ります。昭和三十九年度におけるこ
の会計の歳入予算額は十五億円余と
なつております。
なつております。

この特別会計は、運輸大臣が管理いたしますが、検査及び登録事務は、具体的には全国九ヵ所の陸運局及び六ヵ所の陸運事務所において行なわれるわけあります。

その他、この特別会計法におきましては、この会計の予算及び決算の作成及び提出、決算上の剩余金の処分、余裕金の資金運用部への預託等、この会計の経理に關し必要な事項を規定いたしております。

以上、自動車検査登録特別会計法案の提案理由を補足して説明をいたしました。

は、教育の重要性にかんがみ、国立学校の施設の整備及び内容の充実につきまして、従来から特段の配慮をしてま

は、教育の重要性にかんがみ、国立学校の施設の整備及び内容の充実につきまして、従来から特段の配慮をしてまいつたのであり、昭和三十九年度におきましても、同様の方針のもとに所要の予算を計上して、別途御審議をお願いしている次第であります。御承知ほかに、病院施設の整備の財源の一切に充てるため、十億円の借り入れ金を予定しております。歳出は、歳入と同額でございますが、その内訳は、国立学校経費八百一億円余、大学付属病院経費二百十五億円余、大学付置研究会経費百三億円余、国立学父の施設整備

のとおり、学校の管理運営は一般的に行なわれてゐるが、その中において経理することは、実情に適しない面があり、学校の内容の充実について不利不便を生ずる場合も少なくないといわれております。

国立学校の会計につきましては、遠く明治二十三年に官立学校及び図書館にわたり制度の改正が行なわれ、昭和十九年両特別会計を統合して学校特別

右のような次第で、種々検討いたしました結果、近年における教育研究の進展に対処するには、財政法、会計法の一般原則に対し特別の規定を設け、特別会計において経理することが一そろ効果的であると考え、ここにこの法案を提出した次第でござります。この会計の昭和三十九年度の予算規模は、歳入においては千三百九十四億

技術的なものでござりますので、その説明は省略させていただきます。

○委員長(新谷寅三郎君) 佐々木関税局長。
説明させていただきました。

○政府委員(佐々木庸一君) 次に、簡単に、とん税及び特別とん税法の一部を改正する法律案につきまして、補足説明を申し上げます。

この法律案は、御説明申し上げましたように、現行の税率を二倍にしようとするものであります。この税率を二倍にすることによりまして、増収見込額は二十六億三千二百万円を見込んでおりますが、このうちでござりますが、外國船主の負担増加見込額は十五億七千八百万円と見ておるわけでござります。

とん税及び特別とん税の引き上げは、貿易外收支の改善を目的としておるわけでございますが、いま申し上げました十五億円余はこの貿易外收支改善に役立つと思われますけれども、その金額は約四百万ドルと見込んでおるのであります。現行の経済見通しでは、貿易外收支の赤字は三十九年度につきまして五億ドル余になっておりますので、そのウエートは小さいとは田川善しなければならぬような情勢になつておるものと考へる次第でございま

次に、国立学校特別会計法案の提案理由の補足説明をいたします。

円余でござりますが、このうち千百四十五億円余は一般会計からの繰り入れであり、歳入の大宗を占めておりますが、付属病院等収入並びに授業料及び入学検定料等の自己収入も二百三十九億円余となっております。なお、この

彈力的運用ができるようになつてお
ります。

このとん税、特別とん税を二倍に引き上げました倍率をきめた考え方方は、
外国に比べますといふと、現在の同種税
のものに比べまして、日本の場合においては
かなり安いといふところから來

国で取っておりますとん税及び特別と
ん税を外国に比べますと、横浜港にお
きまして七千トンの船が入ったたとい
う想定でやりますという、これが二百
ドルということになります。これを一
〇〇としまして、同じ船が外国の港に
入りました場合を考えてみますとい
うと、ニヨーヨークにおきましてはこれ
に対し約二割高でござります。ロス
アンゼルスというようなアメリカの港
は、横浜を一〇〇としますと、一二〇
ぐらいになつております。ロンドンは
三八二といふことで約四倍になつてお
る。ハンブルグは一七九、ローテルダ
ムは二四七、低いところはシンガポー
ルが七九、香港は一八といふうな数
字になつております。調査いたしまし
た主要な十一港を平均してみますとい
うと、一二〇三といふ数字になるよう
思います。そこで、二〇〇程度にすれ
ば大まかに見まして諸外国並みである
というところ、また限度であると見ら
れるところでございます。

収入が減ることになります。さつきの数字十二億千六百万円というのが地方公共団体の収入減となるわけでござりますけれども、特別とん税で譲与される額が十四億六千万円余り増加となりますので、これを全体といたしますれば、地方公共団体のほうも一億四千八百円の収入増ということになりますので、こちらのほうの問題も解消する見込んでおるのでございます。結局、外国船主の負担増十五億七千五百万余りが、外貨収入の増四百万ドルになっておる、こういうことでございます。

品目がありますが、このうち四十五品目につきまして適用期限を延長することとして資料に掲げてございます。四五品目以外のもののうち、二十一品目は暫定税率を廃止いたしまして基本税率に戻すことになるものでございます。残りの十八品目は基本税率または暫定税率を変更いたしますもので、前の分に含まれておるものでございます。

ところで、内容的に申しまして、今回の関税率をいろいろ改正いたします際に問題になります点は、第一は、現在ガットにおきまして関税一括引き下げ交渉が討議されておりますこととの関係であろうかと思うわけでございますが、関税一括引き下げにつきましては、わが国としましても貿易拡大の見地から参加する方針をとておりますので、関税率を引き上げることになります品目につきましては、特に慎重な配慮をいたしまして、やむを得ないものに限つております。将来関税一括引き下げによりまして関税が下げられることによる損失を見越しまして、前もって上げておくというようなことは、国際信義上いろいろ問題が起きますので、避けておる次第でござります。

それからまた、最近、低開発国産品の関税につきましても、ガット、国際連合等におきまして検討されておるところでございますが、今回の改正においても、カリン、ツゲ、タガヤサンその他の南方材につきまして、素材、製材、加工材の現行関税率二〇%を暫定的に無税とする措置等を提案いたしておりまして、このような後進国

の產品につきましても可能なものは
できる限り関税率を引き下げるよう
に配慮した次第でございます。
さらに、最近の経済情勢の変化に応
するため、関税率の調整という点か
ら見ますると、自由化問題に関連したも
のが非常にウエートが大きいかと思
うわけでございますが、自由化との関
連でこの関税率の改正を申し上げます
と、近く自由化される予定のものの中
ち、現在の関税率でそのまま自由化し
たしましては国内産業に著しい影響を
受けることが明らかなものにつきまし
ては、関税率を引き上げることにいた
しておるわけでございます。映画用の
天然色フィルム等がその例の一つでござ
いますが、現行の基本税率三〇%を
四〇%といったしました。また、ボイラ
ー、蒸気タービン、発電機の税率につ
きまして、基本税率一五%を二〇%
に引き上げることにいたしておるわけ
でござります。これらが自由化に対処
するために引き上げた例でございま
す。また、しょう腦、重過磷酸石灰灰に
つきましては、近くこれも自由化する
計画が立てられておるわけでございま
すが、その自由化後の衝撃を考えます
と、現行の関税率では国内の企業の保
護のために十分であるとは言えないも
のがあるわけであります、他方、需
要者にとりましては関税率引き上げと
いうことがコストに影響いたしますの
で、この二品目につきましては関税削
り当て制度を採用いたしまして、生産
者と需要者との利害の調整をはかつて
おるわけでございます。しょう脳につ
きましては、現行の税率二〇%を、一
次税率八%、二次税率三〇%の関税削
り当てを実施することにいたしておる

わけでございます。重油燃焼石炭へこましても、自由化いたしておりました品目で、自由化後の中間税率を避けますために、すでに暫定的に関税率を引き上げておったものがございます。自由化後のいろいろな情勢を見まして、それほど衝撃が出てこなかつたものにつきましては、暫定税率を引き上げておく必要がないと認められるものも出てきました。揮発油販売用ボンブ、コックピット等がそれでござりますが、こういふものは基本税率に戻すことにいたしております。また、フェロマンガン、フェロモリブデン、腕時計のように、自由化後的情勢を見てまいりますといふと、そう波乱はないけれども、この際直ちに基本税率に戻しますとともにまた無理であると認められるものにつきましては、各産業の実情に照らしまして、現行暫定税率を若干下げまして其本税率に近づける、すぐは戻しませんけれども、順次近づけるという措置を講じておる次第でございます。

すること、がどうも明らかだと判定されま
すものにつきましては、従量税率を採
用いたすことにいたしたもののがござい
ます。また、ナフサ、ジイソプロピル
ベンゼンのよう、消費量の増大また
は技術の進歩に伴いまして原料の輸入
が必要となってきたものにつきまして
は、製品の価格の関係を考えま
これらの原産の関税率を引き下げるこ
うな措置もまたとておる次第でござ
います。

なお、品目別におもだつたものにつ
いて若干申し上げますといふと、まず
申し上げなければならぬのは肉類か
と思うのでございますが、肉類につき
ましては、従来一律に一〇%という関
税を定めてまいっております。しかし
ながら、牛肉、豚肉及び家禽肉につき
まして個別的に検討しますといふと、
それぞれの内容に応じまして新しく税
率を変える必要を認めたものでござい
ます。

まず、牛肉につきましては、国産の
肉は土地の関係、牧草の関係等により
まして、オーストラリア、ニュージー
ランドに比較いたしますと、なおかな
り割り高になつております。現在のと
ころ農林省でいろいろ肉専用牛への改
善や生産コスト低下のための諸方策を
企図いたしておりますが、関税も国産
保護にふさわしい税率を定める必要があ
る。一方、国内需要を満たすために
は今後も輸入に依存しなければならな
いと考えられますので、消費者の立
場、生産者の立場を考慮いたしまし
て、現行の基本税率一〇%を二五%に
することを提案いたしておる次第でござ
います。

格はきわめて変動が大きいこと御承知のとおりでございます。ところが、これは国内価格が騰貴いたしましたことに国外価格もまた高いというふうな事情になつておりまして、輸入をしまど損をするというか、こうが出てきます。このような事態に対処しますために、国外からの輸入品の価格が高いきには、そうしてまた国内の豚肉の価格が高く輸入せざるを得ないときには、関税を減免する制度を提出いたしておる次第でございます。しながら、国内養豚農家の保護にも分配慮をする必要がありますので、肉の国内価格が安定し上位価格を上回った場合に限り発動する仕組みに提案いたします。

ラムあたり十三円に直すことを提案いたしております。そうしてこれにつきましては、国際価格の変動が激しいものでございますから、輸入価格が高騰した場合においては、需要者の立場を考慮いたしまして、関税が低くなりますよう、輸入価格が安くなりました場合には、国内の産業保護の目的を達しますために、関税が高くなるというふうな弾力的な制度を提案いたしているわけでございます。現在のところ国際価格が高くなっていますので、この制度を適用いたしますというと、関税は軽減されるという見込みでござります。

このほか、工作機械等につきましては、国産の可能になりましたものは、

日本開発銀行が、設立以来長期設備資金の融通を行ない、わが國経済の再建及び産業の開発に寄与してまいりましたことは御承知のとおりであります。昭和三十八年十二月末における同行の融資残高は八千二百五十九億円のぼっております。三十九年度におきましても、産業基盤の充実強化、国際競争力強化のための産業構造の高度化、産業体制の整備、地域開発の促進等に寄与する企業を対象として一千五百八十八億円の融資を予定しております。今後におきましても、わが國経済の長期にわたる安定成長をはかる上において、同行の業務活動に期待するところはきわめて大きいものがあると考えます。

て、経済の再建をする事業の用に資金は、譲渡を目的と地域開発のためあります。第二は、同様範囲の拡大には、参与の現在の定員として八名及び十二名であります。三十八年十二月和二十六年度立当初において、その業務億円と大幅に資を中心に運

行の業務量の増大と業務対処するため、理事及び社員に供する土地にあっては基幹産業に対する融資もも融資の道を開き、一段階促進に資することとした。す。

まず、牛肉につきましては、国産の肉は土地の関係、牧草の関係等によりまして、オーストラリア、ニュージーランドに比較いたしますと、なかなか割り高になつております。現在のところ農林省でいろいろ肉専用牛への改善や生産コスト低下のための諸方策を

の税率一〇%を二〇%にいたしております。

○政府委員(高橋俊英君)　日本開発銀行法の一部を改正する法律案の補足説明をさせていただきます。

○委員長(新谷寅三郎君)　高橋銀行局長。

て、関税法を改訂いたしたものでござります。あと、端数計算等の点につきましては、御報告申し上げます。

高は五百四億円に達しており、三十九年度におきましては二百八十億円の融資を予定しております。

この地域開発のために、企業の進出等に対処するため用地の造成が必要でございます。現行の日本開発銀行法におきましては、自己の事業の用に供する土地の取得資金につきましては融資を行なうことができることとなつておりますが、このたびこれに加えま

法第五百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に関する承認を求める件について、補足して説明を申し上げたいと存じます。本件は、まず第一に、横浜税関に小名浜税関支署を設置しようとするものであります。

福島県所在の小名浜港には、現在、横浜税關の出張所が置かれておるのでございますが、同出張所は、本関から

第五部
大藏委員會會議錄第二十號

昭和三十九年二月二十六日

參議院

○政府委員(高橋俊英君)　日本開発銀行
行法の一部を改正する法律案の補足説明をさせていただきます。
長。
○委員長(新谷寅三郎君)　高橋銀行局
ことができるというふうに改められましたので、御報告申し上げます。
あと、端数計算等の点につきまして、関税法を改正いたしたものでござります。よろしくお願ひいたします。

高は五百四億円に達しており、三十九年度におきましては二百八十億円の融資を予定しております。

この地域開発のために、企業の進出等に対処するため用地の造成が必要でございます。現行の日本開発銀行法におきましては、自己の事業の用に供する土地の取得資金につきましては融資を行なうことができることとなつておりますが、このたびこれに加えま

法第五百五十六条第六項の規定に基づき、税関支署及び税務署の設置に関する承認を求める件について、補足して説明を申し上げたいと存じます。本件は、まず第一に、横浜税関に小名浜税関支署を設置しようとするものであります。

福島県所在の小名浜港には、現在、横浜税關の出張所が置かれておるのでございますが、同出張所は、本関から

て、経済の再建及び産業の開発に寄与する事業の用に供する土地にあっては、譲渡を目的とする土地の取得造成資金についても融資の道を開き、一段と地域開発の促進に資することとしたのであります。

第二は、同行の業務量の増大と業務範囲の拡大に対応するため、理事及び参与の現在の定数をそれぞれ一名増加して八名及び六名としようとするものであります。同行の融資残高は、昭和二十六年度末の九百六十一億円から三十八年十二月末には八千二百五十九億円と大幅に増加しております。また、その業務内容につきましても、設立当初においては基幹産業に対する融資を中心に運営されておりましたが、その後機械工業、輸出産業等融資対象範囲も拡大し、さらに地域開発融資が加わるなど逐年多様化いたしております。このような事態に対処し、同行の業務の円滑な運営をはかるために理事及び参与の定数をそれぞれ一名増加しようとするものであります。

以上、この法律案について補足して御説明申し上げました。

○委員長（新谷寅三郎君） 泉主税局長。

○政府委員（泉美之松君） 「地方自治

約二百三十キロメートル離れておりま
す。また、同地区は新産業都市指定区
域に属しておりまして、近年港湾造成
計画により小名浜港が整備されまし
て、今後相当の貿易量及び取り扱い事
務量の伸びが予想されているところで
あります。したがって、この際、同出
張所を福島県及び茨城県を管轄する支
署として独立性を与え、現地における
税関業務をさらに迅速から円滑に処理
し得るようしようとするものであります。

次に、税務署の設置について申し述べ
ます。

東京国税局管内の墨田税務署の管轄
区域である墨田区、江東税務署の管轄
区域である江東区、川崎税務署の管轄
区域である川崎市及び名古屋国税局管
内の中名屋西税務署の管轄区域である
西区、中村区は、いずれも最近の日ざ
ましい経済的発展の中心地帯となって
おります。

これに伴いまして、これらの地域の
納税者数、徴収決定税額等は著しく増
加しております。最近十年間

について見ますと、法人数は約一・七
倍ないし四倍、徴収決定税額は約二・
七倍ないし八・五倍と増加しております
のであります。税務署の事務量の限界に
達し、税務指導等納税者に対するサー
ビスの面でも、事務管理面におきまし
ても支障を生じようとしておりま
す。

このような事情に対処するため、墨
田税務署を分割して、旧向島区を管轄
する向島税務署、江東税務署を分割し
て、旧城東区を管轄する江東東税務
署、川崎税務署を分割して川崎市北
西部の中原地区、高津地区及び稻田地

区を管轄する川崎北税務署、並びに、
名古屋西税務署を分割して、中村区を
管轄する名古屋中村税務署を新たに設
置するものであります。

次に、名古屋国税局管内の昭和税務
署の管轄区域である昭和区、瑞穂区及
び千種区は、最近急速に发展いたしま
して、これに伴いまして、納税者及び
課税物件は年々増加し、最近十年間に
ついて見ますと、法人数は二・三倍、
徴収決定税額は三・六倍の伸びを示し
ております。これまた税務署の事務量
の限界に達し、納税者に対するサービス
の面でも事務管理面でも支障を生じ
ようとしております。

このような事情に対処するため、昭
和税務署を中心とした周辺の

税務署の管轄区域を再編成いたしまし
て、署の規模の適正化をはかる必要が
あるのであります。この結果、新たに
名古屋市の北区及び守山区を管轄する
名古屋北税務署を設置しようとするも
のであります。

以上申し上げましたように、今回の
五税務署の設置は、事務処理体制の確
立をはかり、納税者の便宜と税務行政
の円滑な運営を期そうとするものであ
ります。

以上をもちまして補足説明を終わり
ます。

なあ、この改正点につきましては、
内閣提出案では監事が主務大臣に意見
を提出するのは総裁を通じてするよう
に規定しておきましたところ、衆議院
内閣委員会の審議におきまして、せつ
御説明申し上げます。

第一は、資本金に関する条文の改正
であります。從来、北海道東北開発公
庫の増資のためには、政府の追加出資

についての国会の予算審議とあわせ
る条文の中の金額の改訂をお願いして
ます。

第二は、業務の範囲に関する条文の
改正であります。從来、北海道東北開発
公庫は、北海道及び東北地方の産業の
振興開発に寄与する事業の用に供する
土地の造成事業については、この法律
の第十九条第五号に基づく主務大臣の
指定によりこれをその業務の対象とい
たしておりますが、今後の当該地方の
地域開発の進展に即応し、この際法律
に土地造成事業を明記することがより
適当であると考えますので、所要の改
正をお願いするものであります。

何とぞよろしくお願ひ申し上げま
す。

午後一時四十分まで休憩いたしま
す。

○委員長(新谷寅三郎君) 以上をもち
まして補足説明及び衆議院における修
正点の説明は終わりました。

午後一時四十分まで休憩いたしま
す。

午後一時十分休憩

○委員長(新谷寅三郎君) 以上をもち
まして補足説明及び衆議院における修
正点の説明は終わりました。

午後一時四十分まで休憩いたしま
す。

午後二時二十一分閉会

○委員長(新谷寅三郎君) 委員会を再
開いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、
法人税法の一部を改正する法律案、租
税特別措置法の一部を改正する法律
案、相続税法の一部を改正する法律
案、とん税法及び特別とん税法の一部
を改正する法律案、物品税法の一部を
改正する法律案、揮発油税法及び地方
道路税法の一部を改正する法律案、関
税定率法等の一部を改正する法律案、
以上衆議院送付の八件を一括議題と
し、質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言を願
います。

○成瀬謙治君 所得税法のことについ
てお尋ねしたいのですが、けさの参考

人の御意見もございまして、お聞きに
なったとおり、控除限度額の問題なん
ならしい積極的な理由が承りたい。

○政府委員(泉美之松君) これは昨日
も申し上げましたように、特に積極的
な理由というわけではないのでございま
して、税制調査会の答申が出来ました
と、答申にない事項で配当課税措置と
か損害保険料の控除、あるいは証券投
資信託の受益分配金の分離課税、これ
らの事項を開放経済体制に移行するわ
が国として当面どうしてもやらないと
はならぬということになりますと、全
体の減税財源との関係から、どうして
も所得税のほうの改正を答申案どおり
実施できかねます平年度において約九
十四億ぐらい答申の線をしばらくないと
いう事態に迫られまして、やむを得
ず答申の線が実施できなかつたもので
ございまして、積極的にやるべきでな
いというような理由はなかつたのでござ
います。

○成瀬謙治君 そうすると、何か開放
体制に移行するためには答申にないこと
ございまして、積極的にやるべきでな
いというような理由はなかつたのでござ
います。

申をはかるときには、開放経済に移行す
から、こっちを削つてこっちへ持つて
きたというんですが、税制調査会に答
申をはかるときには、開放経済に移行す
るという前提に立つて答申をしても
らっているわけではないでしょうか。

○政府委員(泉美之松君) それはお話
のようだ、税制調査会の答申にもござ
います。

○成瀬幡治君 あなたのはうにいろいろなことを言うと、そういうものは減税したほうがいいじゃないかと言ひ、こうやるべきだとと言うと、すぐ、税制調査会に自己下答申を依頼しておる中ですからやれないと、こう言う。出てきたらかってに今度削つておいて、今度はそれは政策上必要だからこれをやりましたというような、大蔵省というのはそういうことになる。税制調査会では、開放体制に移行するための税はどうあるべきかというのは一つの答申の柱になつておると思う。いまお聞きすれば、開放体制のそのためでもないような、だんだんわけがわからなくなる。利子、配当課税だとか、分離課税をやるために必要だつたから、所得税のほうの減税をやめたというだけのことなんですか。

○政府委員(泉美之松君) これはこの前も申し上げたと思うのでござりますが、一番理想的なことを申し上げますれば、それは税制調査会の答申を全部実施いたしまして、かつて衆議院で中止されましたが、それは税制調査会長が言われましたように、税制調査会の答申を全部実施した

上で、さらに政府においてこういう特別措置を必要とすると考えれば、税制調査会の答申のワク外でそういうことをやるということができますれば、これはよかったですと思うのでございます。ただ、歳出財源との関係からいたしまして減税のワクに限度がございまして、そういうふうに実現できなかつたことにつきましては、私ども非常に遺憾に思っております。結果的には、新規監査請求による税制調査会のま

用した残りは三百億足らず——二百八
十億から三百億近い間の自然增收が出
るというふうに期待いたしております。
す。

思うが、こういう形で際限なくやられていったのではたまたものではないので、一体これは主税局のほうとしては租税特別措置法は全体としてこれを整理圧縮する、もしくはこれを廃止するといったような方向を考えておられるかどうか。

の、そういういたものにつきましては、今後とも極力整理圧縮してまいりたいと思うのでござります。

上で、さらに政府においてこういう特別措置を必要とすると考えれば、税制調査会の答申のワク外でそういうことをやるということができますが、これはよかったです。ただ、歳出財源との関係からいたしまして減税のワクに限度がございまして、そういうふうに実現できなかつたことにつきましては、私ども非常に遺憾に思つております。結果的には、新しい処置をとるために税制調査会のほうの答申から一部削らざるを得なかつたという結果になつておることは、非常に遺憾に思つておるのであります。

○委員長(新谷寅三郎君) 速記をやめ
てください。
〔速記中止〕

○鈴木市蔵君 この租税特別措置法で
すよ、三・七五年の予算、八〇四年税

○委員長(新谷寅三郎君) 速記をやめ
てください。
〔速記中止〕
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め
てください。
○鈴木市蔵君 この租税特別措置法で
すね、三十九年度の予算ベースで国税
のほうは出たんですね。で、地方税は
合わせて一体どれだけになるんです
か。
○政府委員(泉美之松君) 租税特別措
置によります地方税の減収につきま
しては、内容が二通りに分かれるわけ
でございますが、国税の特別措置がそ
のまま地方税にはね返る分が相当ござ
います。で、この分が三十九年度で一
もちろん国税と同じよう平年度計算
でございますが、五百四十九億でござ
います。それから、地方税独自でいろ
いろ特別措置を講じております。で、
この分が六百四十六億でございます。
したがいまして、両者合わせまして一
千九百九十五億ということになります。
國税が、資料で差し上げておりますよ
うに、二千九十八億でございます。
これに対応する数字がそうなっているの
でございます。
○鈴木市蔵君 この租税特別措置法と
いうのは、特別措置法としての制度上
の本質を失いつつある。税制調査会
も、これは整理すべきだと、毎年の答
申の中にもそういうことを盛り込んで
きているんですが、年一年新設もしく
は拡大という形で、もう特別措置とし
ての制度的な割りさえ失っていると

思うが、こういう形で限界なくやらねばいいたのではたまたものではないので、一体これは主税局のほうとしてこれでは租税特別措置法は全体としてこれを整理圧縮する、もしくはこれを廃止するといったような方向を考えておられるかどうか。

の、そういういつたものにつきましては、今後とも極力整理圧縮してまいりたいと思うのでございます。

ただ、本年におきましては、いろいろ新しい措置を講じている面もござりますが、たとえば貸し倒れ準備金につきましては、これを企業会計原則あるいは商法の改正との関連からいたしまして、貸し倒れ引き当て金に直しまして、全額洗いがえの制度にする。しかしながら、評価性の引き当て金として、これは本来の租税特別措置ではないといたふうに修正をしていくとか、あるいは重要産業用合理化機械の特別償却につきましては、その償却割合があまり大きいと、とかく設備投資の過剰を招いてしまって、景気の変動を来たしやすいといったような点を考慮いたしまして、重要産業用合理化機械の特別償却の初年度三分の一というのではなくて、分の一の割合に圧縮する。こういったまあ若干の整理、合理化は行なつておるのでござります。

しかし、本年は、先ほどお話にも出ましたように、配当軽課措置を拡充するとか、あるいは証券投資信託の収益分配金に対する分離課税を行ないますとか、あるいは損害保険控除を新設するとかいうような新しい特別措置が約九つほどふえております。こういった措置が非常にふえることにつきましては、まあ現下の経済情勢上やむを得ないけれども、税制としては負担の公平といふ地から見ましても、これらの新設につきましてはいろいろの問題がありますので、今後におきましては、租税特別措置のうち、先ほど申し上げましたとおり、効果のあまりないと認められ

もの、あるいはすでにその目的とするところを達成したと思われるようなもの、そいつたものは極力整理、合理化してまいりたい、かように考えておるのでございます。

○鈴木市藏君 一たん租税特別措置と

いう形でやると、それは既得権になる。そしてまた、他とのつり合い上、それも入れたらこれも入れるといふようになつて、果てしなく拡大していくものなのです。ですから、こういう今回新設は九つですか、そういうふうに拡大をしていくことになると、これは既得権化して、そして抜き差しならないよな方向へ持っていく。まあ今までの実例がそうですから、こ

ういうふうな租税特別措置法といふよ

うな政策にはとどまらない、租

税特別措置法によつて減免税を与える

ということだけにとどまらずに、こう

いうものが幾つも幾つも重なつて、租

税特別措置法によつて減免税を与える

なわれるという余地を残すと思うので

すが、そういう面において私たちも租税

特別措置を撤廃するという方向にいか

うことは、やはり合法的な脱税が行

なわることだけにとどまらずに、こう

いうものが幾つも幾つも重なつて、租

税特別措置法によつて減免税を与える

思いますが、これはまあ意見になりま

すので、後日、時期があつたときにどう

いうことにして、次に具体的な問題で

質問に移りたいと思います。

今度の内容の中で、輸出の特別控除

がなくなりますね。これについては

きっと同僚議員からも質問があつたと

思いますけれども、この輸出特別控除

がなくなることによって、中小企業の

受け打撃ですね、これは一体具体的にどの程度のものであると押えており

ますか。

○政府委員(泉美之松君) お話のよう

に、輸出所得控除が特に中小企業の場

合從来相当の特典になつております

て、ただ、これはこの前も御説明申し

上げましたように、ガットの會議で公

式に問題にはなつてはいないのでござ

いませんけれども、非公式に諸外国で、

わが国の輸出所得控除の制度はガット

第十六条四項に規定する輸出補助金に

該当するのではないか、こういったよ

うな批判がなされておりました。した

がつて、そういう関係からいたしまし

て、わが国は從米ガットの△宣言を受

諾しておらなかったのでございます。

しかし、先進工業国としてそういった

A宣言を受諾しておらないのはわが國

だけになりまして、諸外国から早くA

宣言を受諾するようでしたら、どうよ

うな一つの政策にはとどまらない、租

税特別措置法によつて減免税を与える

ことだけにとどまらずに、こう

いうふうな租税特別措置法といふよ

うな政策にはとどまらない、租

税特別措置法によつて減免税を与える

ことだけにとどまらずに、こう</

期が行なわれるわけでございます。それから、中小企業の場合におきましては、各自が積み立てるよりも、その団体が積み立てておきまして、たとえばアメリカのほうで輸入制限措置を講ずるといったような場合におきまして、その団体が弁護士を雇うとかなんかいてしまして、そういう輸入防遏措置がとられないようになつていくといったようなことにも使えるわけでございまして、そういった団体で積む場合におきましては、本来の市場開拓準備金でござりますと千分の十五までに限られておるわけでござりますけれども、そういった団体ごとの場合におきましては、千分の二十五まで積めるということにいたしまして、団体でやっていく場合のほうを優遇いたしまして、中小企業は個々で積み立てることはなかなか困難だらうけれども、団体としてまとまってやつていけば、そういう措置も有効にとり得るし、役立つのではないかというので、そういう制度を講ずることにいたしております。したがつて、個々の業者としてはなかなか積めないような事態が起きましようとも、団体として積む場合は相当考え得ると、したがつて、それによることができると思っておるのでございます。

○鈴木市藏君 零細な輸出業者というものが非常にたくさんあるわけですね。実例をあげてみますけれども、いまベイヤーが直接買いたきしているようないのがずいぶんあります。で、一例をあげると、テープレコードのようなものですね。非常に精巧なもので、そうしていま輸出のバイヤーにたたかれておる金額は十ドルです。ところが、実際の費用は幾らかかるかというと、工賃を抜いて、材料費だけで全部合せて九ドルかかる。工賃がわずか一ドルしか残らない。こういうような状態の中でも、今日までとにかくやってきたのは輸出控除があるからだ。これが九ドルかかるからだ。これが九ドルしか残らない。こういうようなことでやってきたわけです。これがなくなりますと、そういうところはほとんどお手あげだ。それをあなたのほうは、いや、しかし、それにもかかわらず今度はこういうふうな中小企業の海外市場の開拓のこれができるとか、こうだとかいいましても、つまりそれがすぐり出すまでの間の期間といふものは、こういうつまり零細な中小企業においてはなかなか資金繰りは困難だし、やっていけないとと思うのです。だから、こういうつまり輸出特別控除といったよな手つとり早くいくような、こういったよなものがなくなるようななときには、私はなくな必要はない。本来これはどこまでもガットの場でも、OECDの場でも、どこまでもそうではないといってがんばり抜くべき性質のものだと思うのです。たかれるものですから、何でもかんでもアメリカの言うとおりにして、OECDの言うとおりにならなくたってい

いんだから。本来はこういうものはなくならないでもいいものをなくしておきながら、しかも新設のもの、そういう実情に合わない、時期的にも、そうしていま金詰まりと並行してどんどん中小企業が倒産していく時期に、私はこのような措置をこういう形で税制の上からもやられてくるということは、非常に大きな中小企業泣かせだ。むしろこれは中小企業を輸出の面に太刀打ちできなくしていくような、实际上にはそういう形になるのではないか。そうして多くの中小企業は、倒産するか、しからずんば系列化に入っていくかといったような形で、そういう方向へ引きずり込まれていく。結局、中小企業の大きな整理に拍車をかけるようなものに追いやっていく。私この問題についてはこの程度で質問やめておきますけれども、非常に重大な結果をもたらすであろうということだけを警告して、次の問題に移りたいと思います。

の制度ができてからどういう一体形になるのか、具体的にひとつこれは検討してみる必要があると思う。お答え願いたいと思います。

○政府委員(泉美之松君) 投資信託の配当所得だけ五十万の場合の標準世帯におきましては、従来の制度でござりますと、所得税が一応一万四千四百円でございますけれども、配当控除が三万七千五百円ございますので、したがって所得税は納めなくていいということがあります。五十万円の配当所得につきまして源泉徴収されました、これは現在五%でございますので、五%の二万五千円部分は還付になるということになります。五%でございます。

○鈴木市藏君 そうすると、それは今度の改正によりますと、五%の天引き源泉徴収ですから、結局これは非常に計算は簡単です。二万五千円天引きされるわけですね。そうすると、五十万の所得の人は結局前のほうがよかつたということになりますね。そうです。今度は一千万円の所得の人を計算してください。一千万円のこの条項によって配当を受ける人を計算してみてください。どんなにひどいものであるか、バランスがはつきりします。

○委員長(新谷寅三郎君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷寅三郎君) 先ほど、
鈴木委員の仰せられました投資信託の配当所得が一千万円の場合を申し上げますと、現行法によりますと、標準世帯で一応、所得税が三百九十六万一千二百円になるのでございますが、配当

控除が七十五万円ございますので、結果三百二十一万一千二百円の税額になつておるわけであります。それが今度分離課税になりまして、五%だけといふことになりますと、この税額は五十万円で済む。したがつて、三百二十一万一千二百円負担しておつたものが五十万円で済むという点におきましては、大きな差があるわけでござります。

○鈴木市蔵君 これはまあ、わざわざこの委員会で手間をかけて数字を計算したというのは、事実を明らかにしようとという意味であつて、決してむだではなかつたと思いますが、五十万円というような少額な収益金の分配、投資信託の収益金の分配を受ける人は現行法のほうがよい。今度新しく改正した源泉課税のこの方式でいくと損をする。一千万円の人はどうなるかというと、実に二百七十一万一千二百円以上の得をする。こういう不合理が起きてくるわけです。どうしてこういう不合理をわれわれが黙つて見のがすことができますか。こういう不合理があらかじめあなた方も計算済みであったろうと思つんですが、どうしてこういう高額所得者になればなるほど得をするような、あえてこういうふうなものをしてきたのか、その真意を聞きたい。

○政府委員(泉美之松君) 話のようになりますと非常な不公平が出ると、ることは明らかになっておるのでございまして、これはすでに利子所得につきまして源泉分離5%課税が行なわれたときにもそういうことを申し上げてあるのでございますが、ただ、従来、利

子につきましては源泉分離課税が長年とられておりました。配当につきましては総合課税ということやつてまいったおりましたために、利子と配当の間で不公平ではないかという意見が強くなりまして、ことに三十八年四月から利子につきまして從来一〇%の分離課税でございましたのを五%の分離課税にいたしましたことから、いよいよ利子と配当との間では不公平だと、したがって配当につきましても利子並みの分離課税にすべきだという声が強く起つてまいりました。特に証券界を中心いたしまして、新聞、雑誌その他で強くそういう主張がなされたのでございます。しかしながら、私どもといたしましては、いま鈴木委員がおっしゃいましたように、源泉分離課税に対することは大所得者に特に有利になります、そしてまた配当所得の場合でござりますと、大体百十萬円以下くらいの者にとっては現行法のほうが有利なのであります。したがつて、そういう配当の分離課税ということにはどうてい賛成できないということを反対いたしてまいつておつたのでございまないのであります。ただ、そういう事態が長く続いておりましたあげく、結局配当所得のうち、配当全般について分離課税はしないけれども、証券投資信託につきましては、それが比較的大衆によつて買われておるということ、それから証券投資信託の場合におきましては配当所得の本質と考えられます株主権の行使が伴つておらないということ、さらには、形態的に申し上げますと、現在利子所得とされておりますところの公社に、証券投資信託の場合におきましては、配当

まして受益証券を買って収益の分配を受けたといふ形態におきましては、公社債投信と変わりない、こういう点からいたしまして、配当所得全体に対して分離課税は行なわないにいたしましたが、証券投資信託についてはその性格が他の配当一般とは違うということにかんがみて分離課税を行なうことにして、今回このような御提案を申し上げておるのでございます。

な方向に行くと、こういった社会的の不正義を拡大するような方向を今回の租税特別措置法が持つておるというのは、これは重大な問題だと思う。許されないですよ。それだけじゃないです。利子との関係がある。利子、配当がいままで源泉徴収だったから、分離課税だったから、それとのつり合いで今度は証券投資を行使しよう。この次に出てくるものは何ですか。全株式配当を同じような形でやってこよど、つり合いがとれないからと、そういう理

の原則に反するので、好ましくないといふ基本的態度は持つておるのでござります。ただ、全体の政府の方針といつたしまして、そういう制度をとるということになりましたので、このような提案を申し上げておるのでござります。

○鈴木市藏君 これは悪税である、私はそう思いますけれども、あなたどうです。これもまたあなたにここでしかりという返答を聞こうとは思いませんけれども、これほんとにひどい。ずい

が強く起つてまいりました。特に証券界を中心いたしまして、新聞、雑誌その他で強くそういう主張がなされたのでございます。しかしながら、私どもといったしましては、いま鉛木委員長がおっしゃいましたように、源泉分離課税にすることは大所得者に特に有利になります、そこまでに自己所得の考え方で

納得できませんよ。税調はこれは答申書
しなかったのでしょう。むしろ税調は
批判的、反対的な意見が多いのです
ね。先ほどの木村参考人の御意見もそ
うでしたよ。どこで出たんです。あなた
たもさつき言つたじゃないですか、
ずっと反対し続けてきたと。税調も反

論に道を開くじやありませんか。そういう圧力が当然かかるてくるものと思わなければなりません。しかも、これは一年きりのあれのように見えますけれども、既得権となってこれはなかなかか、四十年になつたって、四十一年になつたって、消えるようなものじやありません。

ぶん思い切った悪税ですよ、こういうものを突っ込んできたということは。これは大臣が来たときに聞くことにして、これは租税特別措置法の問題については、私は先ほどの輸出の問題と、輸出特別控除をアメリカや EEC の圧力によってやめて、中小企業に対する

て生命保険料控除または損害保険料控除の対象にするということに政令で規定いたしておりますのでございますが、その場合、大蔵大臣が指定する場合の基準として考へておるのは、項目が五つあるのでござります。これを順次申し上げますと、まず第一は、共済事業の

大蔵省も反対た。しかもどこかござれ突っ込んだのですか。突っ込んだところをはつきりしてください。知らないですか。

りませんよ。いまのような情勢から見
ると、こういうようなことになつてく
ると、税の負担公平といふものは根本
からくずれ去るということについて、
税のあれに当たつておられる主税局と
してはどういうふうに一体考えられま
すか。

打撃を与えておきながら、しかも、一方においてこのような全く税の負担公平をくずして、高額所得者だけを優遇すると、こういうことをやるというのではありませんにも片手落ち過ぎるいまのやり方ですね。これについては厳重にひとつ私たちの意見も申し述べて、これ

監督が法律によって規定されており、かつその監督が確實に実施されているということ、これが第一点でございます。第二点は、共済の金額が共済の目的である建物等の時価をこえないものであり、その共済金の支払いにあたっては損害額の算定が時価主義に基づいています。

主税局長、答弁できなければ、その点けつけこうです。だけれども、こういうことが社会的不正義だということは明らかなんです。ちょうど国税庁長官も来ておるけれども、こういう事實を零細企業やその他の税の負担の重い人たちが知ったときに、どういうことになるか。税の負担公平などということは全く紙の上のことであって、まことに高額所得者にだけはどんどん優遇措置を講じていく、そして零細な者についてはびしひしひしひし、税の取れないとところからも税を取るといったよう

○政府委員(泉美之松君) お話のよう
に、租税特別措置、いろいろございま
すけれども、その中でまあ私ども、先
般も申し上げましたが、特別償却のよ
うな制度は一応期首に償却をふやしま
すけれども、耐用命数が経過する間に
だんだんと取り返しますので、長い目
で見ますと、結局課税の繰り延べを行
なうということになる程度のものでござ
いますが、利子所得及び配当所得に
対しまする分離課税はそれだけもう永
久免税の形になりますので、税制とし
ましてはそのようなことは著しく公平

○委員長(新谷寅三郎君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(新谷寅三郎君) 速記を始め
○野々山一三君 おとといの宿題になつて、火災共済などについて今
回の法改正に伴う協同組合をなしする火災共済に対する控除対象の固体の
許可基準というものがあつたら示してほしいということを申し上げておいた

て適正に行なわれているということが第一点でございます。もっとも、この点につきましては、先般申し上げましたように、火災保険事業の場合におきましては、従来は時価までしか保険を付すことができないようになつておられますけれども、将来は時価をこえて保険を付すことができるような制度を考えようということになつておりますので、もしその制度がとられるようになりますれば、この点はその範囲において修正されることになるわけであります。第三点は、掛け金率の算定に

八

ついて確実な統計数字などに基づきまして、保険数理によって適正に定められており、かつ生命共済または火災共済に関する經理が他の事業と明確に区分されているということ。これが第三の要件に考えております。第四は、共済事業が特定の地域に偏しておらないということ。そして、たとえば全国的な共済組織によって行なわれるなど、そこで大きな火災がありますと、共済事業として成り立たないということ。第五は、準備金の積み立てが法律によって定められ、かつその当該事業にかかる契約対象の危険度に応じて十分な積み立て金を持っており、その積み立て金に充てられる資産は流動性の確保されたものであるということ。これは事故が起きました場合におきましては、流動性のある資産でありますんと、共済の支払いができるないということでは困りますので、そういうことを要件に考へておきまし。

大体以上の五つの要件に該当いたしておりますれば、それを大蔵大臣がそ

ういった生命共済または火災共済を規定いたしまして、損害保険料控除あるいは生命保険料控除の対象にいたすと

いう考え方を持っているのでございま

す。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○委員長(新谷寅三郎君) それでは、

自動車検査登録特別会計法案を追加し

て議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願い

ます。

○野々山一三君 運輸省が直接この検

査登録業務をやっておられる立場か

ら、今回この自動車検査登録特別会計

というものを新しく設置するといふこ

とにしようといふのでありますけれど

も、いままでの一般会計で処理してい

た時代の状態にからがみて、一体特別

会計にしなければならぬという特殊事

情があるのか、こういうことについて

は十分理由がわからぬけれども。つ

まり、政府当局から出でる理由によ

りますれば、それを大蔵大臣がそ

ういった生命共済または火災共済を指

定いたしまして、損害保険料控除ある

いは生命保険料控除の対象にいたすと

いう考え方を持っているのでございま

す。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○政府委員(木村勝男君) 自動車の檢

査登録関係の業務につきまして、来年

度これを特別会計で処理したいといふ

ことを御審議を願つておるわけでござ

ります。

○政府委員(木村勝男君) 自動車行政を扱つております。どうもか

がい知ることができないので、お伺い

をいたしたいと思います。

○政府委員(木村勝男君) 自動車の檢

査登録業務をやっておられる立場か

ら、今回この自動車検査登録特別会計

というものを新しく設置するといふこ

とにしようといふのでありますけれど

も、いままでの一般会計で処理してい

た時代の状態にからがみて、一体特別

会計にしなければならぬという特殊事

情があるのか、こういうことについて

は十分理由がわからぬけれども。つ

まり、政府当局から出でる理由によ

りますれば、それを大蔵大臣がそ

ういった生命共済または火災共済を指

定いたしまして、損害保険料控除ある

いは生命保険料控除の対象にいたすと

いう考え方を持っているのでございま

す。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

か考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すことになったしまし

て、きょうのところはこの点を確認

だけしておきたいと思います。特にこ

の間申し上げておきましたように、本

日の段階では、特定の団体が一、二し

かと考えられていないかのごとき印象を

与えた点がある。こういう点について

は、そうではないように、この条件が特

定の地域だと特定の団体に片寄る

ことのないようないふることであります

が、その趣旨を十分生かしてあやま

ちのないようないふることであります

。このことをお望しておきます。

○野々山一三君 わかりました。もち

る、これは法律でこれから施行されると、なあ若

干気にかかる点がありますが、それは

今後の問題に残すこと

こと。こんなことはわかり切った話です。わかり切った話をさることで特別会計をやらなければそういう仕事ができないなんという、いかにも国会では説明ができる通つて、大蔵省に説明して通らぬといふはずはない。どういうことですか。大蔵省当局と両方に聞きたい。いまのお話は運輸省当局に聞くのであります、大蔵省当局の関係筋は一体おられるのですか。説明しつばなしで行つてしまわれたんぢや、かなわない……。それでは、あなたの答弁から。

○政府委員(木村睦男君) 今まで一般会計でございましたので、毎年毎年、翌年度の一応の計画をもつて予算要求をしてまいつたわけでございました。しかし、これは車検登録だけでは縮小を受けまして、国の全体の予算がございません。国の予算全般といましまして、所管の省で計画いたしました予算要求をしておりますが、結局それが車検登録だけではございません。車検登録についても当方の要求どおり最終的にはきまらないと、いうものが実情でございます。そういうふうなことを申し上げたのでございまして、いままで計画を持つても、いかつたといふ野々山一三君 大体いまのたまえから見ましても、私はこの特別会計と長期の計画も立つようになります、かように申し上げるわけでありま

考え方には必ずしも賛成できない。しかし、だけれども、つくらなければならないというのに、大蔵省当局の説明は、提案者の側の説明によれば、車がどんどんふえておりますからということで、あなたのほうの説明によると、いまでは一般会計との振り合いで予算もふえない、人もふえない、設備もふえない、だから特別会計をつくるといふ。一体そんなしきく簡単なことをもつてして特別会計をつくるとは、これはどうも私は納得できません。そこへもつてきて、あなたの説明によれば、この種の仕事は現業的要素もあるのだと言われるのです。これが、一体車検登録というの仕事といふものから見るのか、車を安全に、国が公益、人命損傷というそういう弊害を取り除くために完全なものとして使用者を許さなければいけない、させなければいけないということのために車検登録というものをやっておるのか、どちらですか。あなたの説明によると、何か車を見ておるからあれは修理工場と一緒になんだ、こういう考え方のようであります、どちらをとられた

○政府委員(木村睦男君) 警察行政と運輸省としてはこれが特別会計にならぬけれども、会計法上も行政的観点からも、将来の仕事を充実するという観点からも、特別会計にならなければなりません。車検登録業務というものをこの特別会計によってやるということのため、この結果、将来この種のものは広域的な行政を持っていく下準備ではないかといふ。野々山一三君 二つの点でずばり伺つておきたいのですが、最近車検登録業務というものをこの特別会計によつてやるということのため、この結果、将来この種のものは広域的な行政を持っていく下準備ではないかといふ。野々山一三君 もちろん、車両検査登録の趣旨は、御指摘のとおり、車の安全整備をはかることであり、車の所有権の所在を明確にしておくといふような趣旨でございます。

○野々山一三君 そうすれば、当然これは一つは警察行政的な意味における車の所在を明らかにする、人命、財産を安全に確保する、これらはもう明らかに警察行政的な仕事だとうなふうに車がふえますのと考えるのは間違いですか。あなたの

考え方には必ずしも賛成できません。もちろん、車の所在を明らかにすと、こう考えるのですけれども、そこまで、時間が十分ありませんから、先に進める意味でつけ加えて申し上げたいのですが、さよなら、お申しあげたいのですが、さよならの趣旨でお願いをしておるわけではありません。そこで、時間が十分ありませんから、先に進める意味でつけ加えて申し上げたいのですが、さよならの申しあげたように、こういう特別会計は、手数料というものを取つておりますからと申しますが、さよならの申しあげたために、この手数料収入をあげてこの車両検査登録業務のために使つていただきたい。そうすれば、業務量の増大、それに必要な経費もそれと並行してあえていきますが、行政の実もある、かように考えておるわけでございます。

○野々山一三君 この制度をつくりたいのですが、この特別会計制度につくまでは、先ほど申し上げましたところの趣旨でお願いをしておるわけではありません。そこで、時間が十分ありませんから、先に進める意味でつけ加えて申し上げたいのですが、さよならの申しあげたために、この手数料収入をあげてこの車両検査登録業務のために使つていただきたい。そうすれば、業務量の増大、それに必要な経費もそれと並行してあえていきますが、行政の実もある、かように考えておるわけでございます。

○政府委員(木村睦男君) この制度をつくりたいのですが、この特別会計制度につくまでは、先ほど申し上げましたところの趣旨でお願いをしておるわけではありません。そこで、時間が十分ありませんから、先に進める意味でつけ加えて申し上げたいのですが、さよならの申しあげたために、この手数料収入をあげてこの車両検査登録業務のために使つていただきたい。そうすれば、業務量の増大、それに必要な経費もそれと並行してあえていきますが、行政の実もある、かように考えておるわけでございます。

○野々山一三君 それでは、次に、実際問題としてこの会計区分と業務区分がはつきりつくのかという点であります。会計上は、おまえは特別会計、おまえは一般会計、こういうことが同じ建て家の中で、陸運事務所の中でも起こるわけですから、実際に仕事をやっておる者から見ると、特別会計の人間だけ宿直しろというわけにいきません。全部宿直、交代で宿直、夜になると、どこかで車を取られたから、あの車を正式に、何のため兵衛の車なのか、車検は何なのかということになつて、ショッちゅう寝る間もないほど来るわけです。これは一般会計の人間であります。これは人間であります。寝ておつたら運の尽きで、宿直しておつた運の尽きで、全然整理がつかないような事情があるだけれども、一体それがつくのかどうかということが一つ。

うつたって、それはできません。高さについても、それを一々ゲージではかるなんということはできません。結果として、検査が終わってから一週間か二週間で事故を起こしてしまいます。まさに私どもの責任です。言うならば、検査をしようたってできないのだ。これで私どもが追及されていると言つて、全然それはめんどう見てくれないどころか、これも驚くべきことありますけれども、それじゃその担当官は刑事事件に問われたかと言つたら、実はここですぱり申し上げるわけでありますけれども、君が検査をしようつては当然これは訴追されるべき性質があるわけにいかぬというわけで、もみ消したといふのです。刑事案件としての事件はあなた方が出しておられる資料、資料はここにもありますけれども、名古屋と東京、大阪管内のものだけあっても、年々たいへんなものがある。十分な検査ができるでやってしまっておるという実情がある。これはお役所の仕事だから、刑事案件までも

それがあとでも質問しようと思ったのであります、いまや一級の車両工場で車両整備をしたものについては書面審査で、まるっきり実物を見ないで

もやつていいことになつていて。そういう抜け穴をこしらえて、車の完全な検査整備というものをチェックする

ことがやらないでいくようなことの

がふえているものを何とかごまかしてナンバーをつけてやつていく。今度こ

れはどうして解決するかといふと、単に具体的な問題としてあなたの方の責

任ある回答をしてもらわなければならぬ。先ほど申し上げたように、一そ

う業務が複雑化し、おまえは特別会計だ、おまえは一般会計だと申して、責任をのがれる人間ができるとは保証で

きません。それはむしろそうなるにきまつている、人間の根性は。そういう

ものをカバーできないで、いま言つたようなことが起るとすれば、これは

たいへんな責任を当局としては問われます。この会計制度をつくるにあたつて、いま申し上げたような事例を考慮

に入れ、申し上げたように、先行きの改善計画、要員の補充、あるいは一

車当たりに対する検査時間の割り振り

に対する計画というものまで、緻密に

私はあなたの見解を伺つておかなければ心配だというわけであります。い

まほんから、数字をもつてお示しにならぬ気持ちはありませんか。あなたが何

うすれば解消ができるのだということがあります。先ほども御指摘の

ところでのことは私は申し上げました。一部優秀な民間の整備工場を指定いたしまして、ここで保安基

場を指定いたしまして、そこで保安基

場を指定いたしまして、ここで保安基

</

○野々山一三君 私はここで数字がなれば別の機会でもいいと言つていい。あなた方はことばでごまかしていらっしゃる。私はここにはっきりしたくこうという。私はここにはっきりしたく、これを示してもいい。その対策をきちっと計画的に措置をするようにしなさい。別の機会でもいいから、すみやかにその計画を、コースの増加、機械設備、人の配置、その他それに関連する計画をすみやかにお出しなさい。こう言つていった危険な事態が解消できるはずであると答弁するのは、当然のことじやないですか。あとの都合もありますから、私は強くそれを要望して、来なければまた次の機会に要求しますから、さよう心得ていてください。

次の質問に入ります。次の点は、今までたとえば二百円の手数料で、そこの検査を終えておったものを三百円にするというなど、五割の値上げをやるものもありますね。そういう大幅な値上げをやって、そうして年間に對して約十五億何がしの資金を見つけて、それで特別会計として発足するというのです。なるほど、自動車を持つて種族、国民にとってみれば、二年に一回か三年に一回、二百円が三百円になつたということはいたいしたことでないだろうと思います。しかし、特別会計をつくるにあたって、その手数料金を五割になんなんとするものも上げて、それを出発にして今後処置をするという考え方の問題、私は根本的に納得ができないのでありますけれども、一体上げる理由というのは何ですか。このごろそうでなくとも公共料金を上げないというものが政府の大方向

針。特別会計つくるために手数料をお上げになる。一体それを国民に納得させる理由はお持ちでありますかと、いふことになると、私は非常な疑問を持つつので、あなたのほうのお考を聞きたい。

○政府委員(木村陸男君) 実は先ほど申し上げましたように、入ってきます手数料をそつくり今後車両検査関係の整備充実に使いたいということで特別会計をお願いし、そうしてそれを想定いたしまして、今後の整備の充実計画を立てるわけでございます。そういう点から考えますと、現在の手数料そのままでの毎年の収入ではどうしても、責任を持って考えますと、車検場の整備等が急速に行なわれませんので、そこでこれが所要経費の増加ということをどうしても考えざるを得ない。そういうことで、現在の手数料が、たゞ御指摘のように、車の価格等からすれば、かなり安いわけですが、この業務より他に逃げるということよりもございませんので、手数料收入による収入をもってこれに全額投入できて、今後の施設の整備ができるということから、今回この値上げを考えたわけでございます。

○天田勝正君 関連。講和条約当時から見ると、私は自動車の数が三十倍ぐらいふえていると思う。そうすれば、もともと手数料収入というものは値上げをしなくても、三十倍ふえれば自然三十倍になるのであって、国の収入のうち額が少ないかもしらぬけれども、いずれにしても、ちょっと十年ぐらい

で三十倍にふえるというのをめったにない収入なんですね。だから、そこへもってきて、いま野々山委員が質問されでおるのですけれども、どうも公共料金上げ停止というおりからに値上げをするのは、何からぐらはぐのような気がするのですがね。その台数が増加した収入ではとうてい間に合わない何か確定たる理由がそこにありますか。私は関連ですからくどくは言いませんけれども、ひとつ関連して一緒にお答え願いたい。

○政府委員(木村陸男君) 講和条約當時から今日まで車は相当ふえておりますが、三十倍もはふえていないわけでございますが、いずれにしましても、ふえております。それだけ手数料も増加してまいりまして、この車検登録に関する予算も毎年ふえてはまつておられます。しかし、それではどうい十分な車両検査登録の事務を遂行するに足りないということから、先ほど申し上げましたように、これを手数料収入でもってできるだけやりたいということになりますと、手数料の値上げをこの際いたしまして、そうして、これに充てて整備充実をはかる、こういうふうに考えておるわけでございます。

円にするというように大幅な値上げをしても、この値上げによって手数料収入が逃げることはないので、上げてもかまいません。これが先ほどの御答弁。一体それならば、あなたに文句言うのだけれども、車検をとらずにそちらを歩いている車があつたら、どうなりますか。車検をとらなければ動かないことになっている。動かないことになっているやつを値上げしたからといって、それを百円、二百円の値上げがあったからといって、おれは自動車をやめたというやつはない。人を食つた言い方にはなはだしい。そういう答弁というものはない。手数料を値上げしたからといって収入は減らないのだから、値上げをするのだ。そういう態度は、これは許せません。訂正しなさい。

○野々山一三君 大事な時間で、大臣もお見えですか、あれでしょうけれども、いまあなたが訂正をされたけれども、そのことばの端々に出てきたものというの、まさしく運輸省の官尊卑論といふ態度そのものですよ。これについては責任ある者からはつきり答弁をしてもらわなければ、私はあなたのいま言ったことでは許せないと、いうふうに考えますので、機会をあらためてひとつ答弁をし直してもらいたい。

根本は、特別会計をつくるといふために金が足りないから値上げをするといふことだらうと思うのです、正直にいって。大臣、いま自動車登録の特別会計をつくるという法律に関連をいたしまして、特別会計をつくることにによって、将来の設備充実、人員の増加、サービスの改善、あるいはことばには出なかったのですけれども、今まで人の建物を借りて車検などを行つておった、そういうものを改めるということで、いままで手数料を三百円だったものを四百円にする、二百円だったものを三百円にする、そのものばかりをもつて、いえば非常な値上げです。特別会計をつくるために、そういうふう……。本来、先ほどあなたがお見えにならぬとき議論してきたのでありますけれども、これは国が車といふものに対して、完全に整備されたものを持って所定の道路を走ることによって人命、財産に損傷を与えない、こういう見地からそういう仕事をすることになつておるものでしよう。それを、い

まあ、しかし、大蔵省が理解がないということであれば、まさそのとおりかもわかりませんが、私のほうでも、まだ新線建設公團とかいろんなところへ金を出さなきゃならぬので、こういう筋の立つものはやはりこの程度でひとつお願いを申し上げて、まだまだ税金の使い道はたくさん重点的にありますので、ひとつ御理解を願いたい、この思ふわけあります。

○野々山一三君　あと簡単でいいですけれども、自動車局長、自動車で非常

な整備不十分のために起こっている事故というの、いわば小型のものです。これが車検を通していかないから、チックする機会がない。したがって、それが非常な事故を起こすという傾向がこのころ出ています。あの質問もありますから簡単でいいですけれども、私の気持ちからいうならば、そういう小型の軽自動車の、たとえば三百六十以上にするとか二百二十五にするとかいうことはあるといったしまして、自動車をできるならば、自動車損害賠償責任保険の対象になっている車種ぐらいまでは、その検査基準を検討するにしても、対象にすべき段階に来おりはしないかということを考えるのです。簡単にひとつ御答弁願います。

○政府委員(木村睦男君)　御指摘のよ

うに、検査の対象になつておりますが、車は、いわゆる軽自動車、これにつきましてはわれわれも今後どういふうにしようかということをいろいろ考えておるわけでございますが、さしあたつては臨時に検査する制度がござります。いままでは臨時にも検査できなければ、できないのじゃなくて、臨時に

も検査の対象になつておりませんでした。それを先般法律改正いたしました

て、臨時検査の対象にとりあえずして

いこうということで、この情勢をまた見えた上でさらに検討を加えた、かよ

うに考えております。

○野々山一三君　わかりました。

それじゃ、次の本論に入りますが、

本議会で質問したときにも言ったので

すけれども、税制調査会の答申とい

うものですね、そういうものに對して一

体政府はどういうふうに考えておるの

だらうかということについて、私は非

常に疑問を持つのです。ことに基本的

な税制そのものに對するあり方につい

て本答申を求めるということを先に予

定をしながら、臨時答申というものを

受けておるのですが、その際、なおさ

れは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういうことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

ふことは言ひ得るわけでござります。こ

のことは他にも審議会、調査会はございま

す。人事院勧告と税制調査会の答申を

行なつておる、こういふことでござい

ます。とにかく税制調査会といふも

の答申は政府は尊重いたしております

が、少なくとも税制調査会とか人事院

の勧告とか、こういふものに對しては

されども、選挙制度などに對しては

一番よくい政府が尊重しておるとい

たとえば貿易会社の資本金一億円の会社の今度の新しい措置による恩典は四九三%，つまり五倍の恩典を受けている。ところが、輸出商というようなもので資本金わずか二千二百万くらいの小さな企業になりますると、その恩典を受ける比率はわずかに三七%といいますから、三分の一、いままでもよりも三分の一しか恩典を受けない。さらにまた、もととひどいにはれば、二七%しか恩典が受けられない。片方は四九三%という非常な過大な恩典を受ける。こういう事情になつていることが一例をもつてして明らかになる。今日までの日本の輸出産業として、輸出をささえておる企業の多くは、やはり中小企業にその度合いを依存しておるもののが多かった。ところが、そういうふうに税制上は今までとは非常に変わった比重になってしまった。

あげくの果てに、こういうことが現実に起こりつつある、予想される問題になつておる、実情は、いまでは税の面で減税措置があつたので、親会社から相当たかれた下請代金で仕事をいたしておつたとしても、まあしようがないといふ計算をした。ところが、今度は輸出上の措置が、税制上その恩典を受けられる度合いが少なくなつてしまつたので、下請代金がいままでベースではいかぬので、少し上げてもらいたい。ところが、親会社からは、そんなことを言うなら、君のところとその取引はしないぞということと、ボイ

コットをされるという現状にいる。すでにこの法案を見て予想され、そういう動きが出てきておる。これでは一体一つは税制上恩典が全く剥奪される、その結果が大企業にそのまま移り変わつて非常な恩典になつておるというところから見まして、今までの調度を変えていくんでありますけれども、今までの中小企業の得ておつた恩典に匹敵するような中小企業に対する手当がこの税制上なされているのかどうか。私は残念ながら、今まで出た数字からすれば、ノートと言わざるを得ない。一体中小企業に対する風当たりをどう処置されるつもりであるかといふことを、税制上の問題で他に策ありとすれば、具体的に示してもらいたい。

○國務大臣(田中角栄君) ガットで問題になつておりますものに対して、これを続けていくことになれば、非難せられるだけじゃなく、報復措置がありますので、これから新しい事態に対処して新しい税制で何らかの輸出振興策をとらなければならぬという状態にあることは御理解をいただけると思ひます。

この中でもつて数字で申し上げると、従来の輸出所得控除の場合には、大企業は二百億、中小企業は三十五億、合計二百三十五億、こういう数字でございます。今度の措置になりますと、大企業の二百億が二百十三億、十三億プラスでありまして、中小企業は三十億が四十一億と、六億のプラスということで、合計で二百五十四億円の減税ということになつておるわけでござります。そうしてそのほかに中小企業に

つきましては、御承知のとおり、今までの度から行なう税制改正で大体六百億以上の減税を行なうということで、これらをカバーできるという考え方方に立つておるわけでございます。

しかし、中小企業の振興策、それから輸出振興におきましても、まあ数字の上でこう申し上げても、今までの三十五億というもののそのものが低いんだという議論もあるでありますから、中小企業基本法も出されておる現在、新しい角度でもって将来向きで検討しなければならぬことは言うをまたないと思います。特に今度のものが特別償却ということでありますから、結構大きな固定資産を持つておる者は償却率が大きい、固定資産を持っていない者は比較的少ないのではないか、こういう議論もあります。そういう問題に対しまして、やはり税制というものは一年こっきりのものではなくて、これから絶えず輸出振興というものに對しては最優先的に考えなければならぬいい問題でありますので、いまあなたが言われた中小企業の振興対策とあわせまして、これからひとつ大いに検討を進めてまいりたいと、このように考えます。

いうものは、全部親会社の領域までしない。かりに自動車のドアならドアを持っておる下請にドアを、シャシーならシャシーだけを、あるいはホイールならホイールだけを下請に出す。これは明らかに下請自動車産業は、特に輸出産業としての輸出関連部門です。ところが、いま申し上げたように、大企業偏重の減税措置になることのほかに、さらにその度が加わって、こういうものに対して、部品などをつくっているものに対しては新しい投資をしなければついていけない、ついていけないけれども、これに対しては輸出上の減税措置というものは全然ないのです。普通の資産償却以外に許されないことになる。これは非常に不合理と言わなければならぬ。そういう面からも中小企業の受ける被害といふものは、今後一そうひどくなる。先ほど申し上げたように、代金の問題にしてもしかりという要素がある。資産がなければ恩典というものはない。さらに、明らかに輸出産業の品物を、輸出品を対象にする製造加工をやっておるにもかかわらず、それは全部親会社の段階にとまってしまう。これでは一体いまの中小企業が輸出をささえておるという度合いに対して、国家政策としての恩典というものはないということになる。

のに協力を求めるという意味からいえ
ば、非常に大事じゃないかといふふう
に考える。そういうことについてであな
たは一体どういうふうにお考えになっ
ておりますか。

○國務大臣(田中角榮君) 輸出特別償
却等の特例が、単に輸出の窓口業者や
輸出品の最終の製造業者のみでな
く、そのほんとうの、ある意味では組
み立て業者じゃなく全く部品をつくる
者がほんとうの輸出業者である、こう
いうことが言えるわけありますから、
こういうものに對しての恩典を与
えるべきだという、こういうお気持ち
はよくわかります。私もそういう考え方
方を理解できます。こういう問題など
は、これはこうして国会の審議の段階
で非常に意見が出ておるわけであります
す。また政府もそれはよくわかる
ところが、そういう問題は税制調査会の答
などではなかなか理屈一点ばかりであり
まして、なかなかわからないわけで
す。だからやつぱり税制調査会の答
申段階と政府の段階と国会の段階とい
うのは非常に必要であると、こういう
ことが証明されたわけであります。私
は、そういう意味で、これは非常に、
言われることはよくわかりますが、私
もそういう感じを持っております。

ところが、西ドイツのようすに單一部
品だけをつくっている、モーターならモー
ターラーばかり、それからナットなら
ナットばかり、ボルトならボルトばかり
、これは非常に精巧に分かれており
ますから、これは非常に簡単にいくの
ですが、日本の中小企業というものは
確かにその部品も扱っておるかわり
に、他のものもやっておるということ
で、非常に千差万別なわけであります

す。そういうことで、理屈の上からいいますと、窓口業者や最終製造業者だけを何とか割り切らなくちゃならぬといふところに、主税局の苦しさがあるわけです。私もそういう意味で、主税局の言うこともよくわかるけれども、実情に従してもう少し考えなさい、こういつも言つてゐるわけであります。ですから、この問題に対しても、いますぐ御審議願つておるものでどうする問題です。また、うしなければならないという非常に深刻な問題もありますので、こういう問題に対しても、

御発言を契機にしまして、前向きでひとつ検討をするということで御理解いただきたい、こう思います。

○野々山一三君 どうも大臣、いまの問題は税制調査会などにはかるとどん

でもない反対の意見が多いという話ですけれども、けさほど調査会の小委員長木村先生に来てもらつて、ほかの委員からその問題に対する考え方を聞いたのです。そのほとんどはそういうことです。いいという意見です。何か人がうんとつてくられないからやらないといふのです。そのほとんどはそういうことです。その点話では、これは困るのです。その点は、ぜひ、いまあなたがおっしゃった趣旨を下まで通すということをやることですが、税制上からする中小企業へのいわゆる血の通つたきめのこまやかな措置だということが言えると思ひます。

で、ぜひこれは、いまいかないといふ説もあるのでありますけれども、あなた

がおっしゃったように、一〇〇のものをつけている会社が明らかに三〇な

ら三〇の輸出対象物件を製造しておる

たがその気になれば、私はそれこそ、政策的にやるという権限がおれにはあるのだというのでありますから、おや

うところに、主税局の苦しさがあるわけです。私もそういう意味で、主税局の考え方を伺いたい。

○国務大臣(田中角栄君) 私も検討し

た問題でありますし、主税局でも検討させた問題であります。いままた、私

は、そういうことはきっとよくわから

ないだろうと思いましたが、あなたのほうで調査会の諸君も賛成である、こ

ういうことであれば、これはひとつ、ほんとうに前向きに対処できそうであ

りますから、これは税制調査会にもひとばかりをしまして、私たちも、ただこれをやらないというような考え方ではなく、ひとつ前向きで検討します。そういうことで理解いただきたい。

○野々山一三君 前向きに検討するとよく注文をしておきます。

特に私はこう思うのですよ。いままでは親会社がこういうことを言つてい

うような理由を述べられぬよう、

一回申し上げておきたいのですが、税制調査会の諸君も賛成だといふ

ようありますから、私は次の問題

方ではなく、ひとつ前向きで検討します。そういうことで理解いただきたい。

それから、他の委員から発言があるようありますから、私は次の問題

に、ごく断片的でありますけれども、

次に問題にちょっと触れておきたいと思います。

ちよと先ほどの問題に触れてもう

一回申し上げておきたいのですが、税制調査会の諸君も賛成だといふ

ようありますから、私は次の問題

に、ごく断片的でありますけれども、

次に問題にちょっと触れておきたい

と思います。

ちよと先ほどの問題に触れてもう

一回申し上げておきたいのですが、税制調査会の諸君も賛成だといふ

ようありますから、私は次の問題

<p

組合の社会に及ぼす、国民の生活等に及ぼす重要度というのもも変わってくるわけでありますから、そういうこと誠意を持って検討をいたしてまいりたるうつがくついているから、非常にに……。

○國務大臣(田中角榮君) それは取つておきます。

○野々山一三君 それはとにかく将来といつても、時間的なものでございますからあれですけれども、税制上からいえば非常に同種のものでありながら不均衡だということを、もう一言私はつけ加えておきたいと思います。このごろ都市周辺地域における農協といふものは、この間も申し上げたのでありますけれども、だんだん新しい住宅団地ができる労働者の生活といふものがふえてきている。しかも、そのような土地といふものはわりあいに新しい商店の開発といふものがおくれていると利用ということで、主税局長は非常にやかましく申している。生活協同組合取り扱いがあえてきて、その利用といふものはうんと高くなっている。員外の利用といふことで、主税局長は非常にいろいろな物品とかなんとかいうもの取扱いがあるから、これは対象に員外の利用があるから、これは対象にしない。基本がないから、それは対象にしない。この二つの理由である。これはいま申し上げたような生活の地域の開発事情といふものから見ますと、そういう理由ではこれはなかなか納得できない状態にきている。だから私はいまあなたが言われる一面がわかれないのでない。あるいは員外の利用をほいとのぞかしておいて、来年からは

をできるだけ規制をして、しかしこれは伸ばす、消費者の生活を豊かにする

ためにはこういうものを伸ばすという観点から区切りをつけて、積極的な措置を講じてまいりたいことでなければ、生協というものはつぶれちゃうと

いうような一面のあることを十分御勘案の上で、最も近い将来にそれを措置をするということなんだということを私はまああなたの答弁を受け取り方をして、次の問題に移りたいと思います。

それは有価証券の配当の分離課税の問題で、去年利子所得の分離課税をやつて、これは特別の問題だというのでは、これは本会議で私の質問にも答え、その際に当然この配当課税といふものについて今後そういうことになりはしないかという牽制を持つているから、そういうことのないようにしてくらなければならないけれども、去年の実績から見て心配なので、あなたの口から

○國務大臣(田中角榮君) この問題は、御承知のとおり、大口のものといたりよりも、いま投信を持っておられるような人たち、大体は未亡人とか、それなければ困るぞということを私は言つておいた。ところが、ちょうど一年たつて、そういうことのないようになるとふやすような措置をした。先ほど鈴木君が主税局長との間に、實際は零細投資家の恩典というものはむしろ剥奪されてしまつて増税になる、特別過大な投資をしている人たちは特別な恩典があるような結果になるというこ

とを、主税局長との間にやりとりをして、数字の上で明確になつてあるのは、一年に限つて、来年の三月末までに払われる配当についてだけ特別に分離課税をするといふ、この特殊な法律ということはございませんから、これがやはり国会の御意見も聞かなくていいかねし、世論自身のおもむき方だと考えております。がしかし、特別な措置でありますから、初めていつも申せんけれども、そこで今度のこの法律を見てみて、非常に特徴のあるのは、一年に限つて、来年の三月末までに払われる配当についてだけ

○國務大臣(田中角榮君) いま御審議のことは、いま見越して申し上げることはできませんけれども、少なくともこのことを見越して申し上げることは自然考へいよいよになることがいいとおもふになるか、こういう問題はやはり全国民的に慎重に検討しなければならない問題でありますと、私は将来の國際収支の不安などといふことはもう全然考へいよいよになることがいいとおもふになるか、これはやはり国会の御意見も聞かなければなりません。これから恒久的にするということに対しても、まずはから恒久的にするといふことにいたしたわけ

○野々山一三君 これ以上のことは考えておりませんから、そういう意味

それを恒常化する気持ちがあるのではないかと思うであります。さらに株式の配当分離課税というところまでそ

れを延ばしていく牽制があるのじゃなかつて、それはひとつよく国会等の

いまして、それはひとつよく国会等のいう意味では謙虚な立場で一年だといふ答弁があるならば、時間だからすぐやめますけれども、去年の実績から見て心配なので、あなたの口から

○國務大臣(田中角榮君) この問題は、御承知のとおり、大口のものといたりよりも、いま投信を持っておられる

○野々山一三君 すなおに聞く意味

べてみたら、大衆、零細な人が多いからこれは続けるべきだ、こういう議論になるかもわかりませんし、私たちはやむを得ざる措置として御賛成いた

て、この今度の措置に対してはひとつ

やむを得ざる措置として御賛成いた

べきないと、こう思います。

○國務大臣(田中角榮君) はあ。いま
ちやんと申し上げたとおり、との問題
は、先ほど申し上げたとおり、分離
課税の問題については、あとはもう自
己資本の充実という問題で全然別個の
問題が起きるかもしれません、これが
は私が起こそのではございません。こ
れは全然いまのやつとは関係ございま
せんということは、はつきり申し上げ
ます。

税は全然別な問題である。考えておらぬ、今後も考へないと、こういうふうにあなたは言われたものと私は了解をしておきたい。

それから、もつ一つは、先ほど言つたように、あなたも非常に強調されておりますけれども、零細投資家の多いのが投信だと、そういうことであります。その投資信託に零細投資家が期待をして投資をしている金、非常に大きくな規模の金が集まっているのだが、その大衆投資家が分離課税によって、いままでは相当程度戻り税というものがあったのに、今度は取られっぱなしになるんだということを、あなたは承知しておられるはずだ。大衆投資家がそこに金を集めてくる。その金にささえられて日本の経済成長の役割りを果たしてきた。その金を投げ出した人たちが、分離課税によつては戻り税金どころではなくて、取られっぱなしで、永久取られっぱなしで、たいへんなこれは、むしろそういう意味で見るならば増税になる。損をする。これでは一体大衆投資家の投資信託などに対する期待というものはゼロになるということは、はつきり言える。ゼロとは言えなくしても、非常な猜疑心を持つよう

になることは明らかだ、こう見なければならぬ。そういう実情は御存じでしよう。数字の上でこのことをよくお考えになつて、かような処置が一年限りということになつておるのであるから、次の段階ではぜひともそれを打ち切るというような方向にいかなければ、あなたの答弁されている趣旨からいつたら速な方向をたどるのだということを、あなたはよく考えて処置をしてもらいたい。今度のこの問題に対するあなたの答弁はやはりつきりしておるので、次の段階を期待するつもりでありますけれども、あらためてそのことを申し上げて、私の時間がなくなりましたので、質問を打ち切りたいと思ひます。

答申案があつても、それと変わつたものが十五も実施されておる。答申があつても、それはやめておるというようないなものもいろいろあります。これは一つ一つ議論していくたら重複になりますし、また時間がかかりますからやめますが、ただ、この関係は私は見合いの問題だ。見合いの問題で、この答申にないのを実際実施しているのを全部悪いなどと、そういう暴論を私はいたしません。見合いの関係からすると、給与所得者の分に対する答申は完全実施されない、そういうときに、一面からすると、いまも言われておりますが、支払い配当に対する法人税率の軽課措置、どうもこういうのは、見合いの上からも、額とすれば平年度九十九億ですか、そのぐらいだと思いますが、額の問題でなくて、見合いの点からいって変ではないか。

長率は抑えなきいかぬ、物価問題がござりますので。そういうことを考へました結果、将来の問題としては十分検討いたしますが、その部面に對してはまだ将来にひとつ残していただきたい、こういうことで、時あたかも八条会議移行という重大な時期でありますので、もう元も子もなくしちゃいかぬと、こういう考え方で他の特別措置も行なつたわけでございます。
それから、投信の問題は、これは確かにあなたが言われたとおり、貯蓄の問題と平仄を合わせてやるべきであります。また、そういう考え方方が前提で立つてこういう措置を行なつたわけですが、この内容、実態といふのを全部つかんで、これはほんとうに零細な人が大多数であるという場合には、五十万円の場合、五十万円までは、五十万円に免税になるのか、その場合一千円どうなるのかといふような問題も討したのでございますが、何ぶんにも税制調査会の答申も相当おそかたわけでありますし、ときあたかも、もう選舉直後に、予算編成、税制改正案の決定と、こういうことでありましたので、まあつい御提案、御審議を願つておるようになつたわけでございまが、将来の問題としては、貯蓄の問題とのバランス、そういう問題も十分検討し、その実態もつと調査をして、より合理的な税制上の措置をすべきであろうというふうに考えます。
○天田勝正君 それでは、これは私の了解ですけれども、私は根本的には貯蓄の関係にしても、いまの少額投資の問題にしても、やっと自分の家が持てるという程度のものは、これはえらべてゐる保護の措置を講じてもいいのだ。し

この資料は、株式会社アマゾンジャパンが運営する「Amazon」のウェブサイトで販売される商品に関する情報です。

かし、そういう人たとて、さらだに当人は便乗のつもりじゃなければ、名目が同じにしても、えらくやはり一家を合わせれば事実何十万円の投資信託は、何としても解せない、國民も解せない、ということになりますので、これはいまの答弁で、もうこれ以上の答弁を求めませんけれども、私としてはとにかくそれはそういう少額所得者を守るという精神を貫くのだ、こう了解いたします。違つていれば、あとで別の答弁の際に答えてもらいます。

次は、貿易外収支の改善策の一つとして、とん税、特別とん税の改正、それから、一面からそれを刺激するといふ面から、海運収入に対する特別の措置、こういうことになつておると思うのです。ところが、これによつても改善はされるのであります、とん税、特別とん税についてまだまだも改善足らずという議論もあります。しかし、それまでやつておると時間がありませんからやめますが、いずれにしても、こうした貿易外収支の改善の別道というのは何であるか。それは別途食管特別会計を出してありますけれども、それらのほうでいうと、今度飼料の輸入等は別勘定を設ける、こういう趣旨であります。このことは從来も食糧の輸入、飼料の輸入という部面におそろしい船舶を使って、たしか私の記憶が間違いなければ、その大部分は外国船舶であります。八〇%ぐらいの船に切りかえれば、そこでおそらく貿易外収支は改善される。そのほうがはるかにウエートとしては私は多いの

じやないか。この点は、だから、実を
いうと、大臣に第一義的に質問するの
は、どちらかというとおかしいので
す。おかしいのですけれども、審議を
進めるために万々むなく質問する。今
日アメリカでさえシップアメリカンを
やっているときに、日本は一向そういう
措置を講じないということになつて
は、とん税や特別とん税、少しぐらい
別の海運収入からの措置による刺激と
いうことをやつても、どうもこれが国
の経済の面にプラスになるということ
にはならぬのではないか。このことを
心配しておるのでですが、その点につい
てはいかがですか。

商社のリベート関係とか、いろいろな問題があるようあります。しかし、そういうものに、じんぜん日をむなしうしておって、みずからその食管会計、政府会計の中において外国船を使うということは、全くざるで水をくつていると言わてもしかたがないのであります。私はそういう意味において、勇気を持つてこの問題に対しても解決をはからう、こういう考え方であります。

昨年もタンカーを二隻ばかり改装いたしまして、開銀からも金を出しまして、そうしてこれでもって小麦の引き取り船ということで、まず第一陣をやったわけであります。二隻や四隻ではどうにもならないわけであります。こういう問題に対しては、ひとつ大きく国際収支の改善に寄与できますように、全部でやれば約五千万ドル程度の運賃でござりますので、こういう問題を真剣に検討してまいりたい、こういうように考えます。

もう一つは、石油等でございますが、アラビア石油とかスマトラ石油とか、そういう日本の国内業者がやつておるもので外船を使うということであつてはたいへんなことでありますので、こういうものに対しても、自社船をつくらせるということに対しても、これを計画造船のように八割、二割といふような開銀融資の対象にするにはどうするかという問題、また業者と海運会社との提携、そういう問題に対しても、少なくとも外国船を使わないようにといふ基本的な方向で、早急に結論を出すということをいま検討いたしておるわけであります。

○天田勝正君 これは少々、大蔵大臣に対する質疑では、らち外のような形ですが、しかし実際、いま食管会計はあなたのほうから出しておるのですし、私の見るところ、今度食管会計の改正案を出した根本であるこの飼料の輸入というものは、おそろしい勢いでふえると思う。ふえなければ、所得格差などはどうてい解消できない。なるほど農林当局も一面、草地造成などをやっていますけれども、まあ御案内かもしませんが、本院議員であった松村義一氏などの農場などは、要するにいい蓄産、酪農をやるためにいい草が必要である。そのいい草を取るために土質を改良しなければならないが、実に三十年かかる。これは世界の最高水準になつております。そういうことだから、草地を改良してもいきなりコンスタントによい乳を取っていくというわけにはいかない。ですから、そつちに力を入れても、なおかつ片方で、おそろしい勢いでこの飼料をふやさなければならない。うっかりすれば、いまの食糧と同じようなことにこの部面がなつてくる。そうなつてくると国際収支というのは、この面からめちゃくちゃです。ですから、大臣は勇気を出して大いにやるというのですから、まあそれ以上のものを言ってもしようがないが、こういうところから水が漏るのであります。これがまあ、なほどこの低開発国を開発するためにひとつ実力を發揮していただきたいと思ひます。

わが國もとにかく努力をする、これは当然だと思うのです。ところが、どうも結局は、こうして最後は國民の税金で補償するような事柄に、それを実施するためには一体調査機関をどうするのであるかということについては、何か大蔵省の一係でやるのだというようなお話のようであります。これはまたいへんな話で、實際に第一義的には、この投資に対して準備金をやるのだと聞いてみたところで、輸出入銀行の例でもわかるように、しかしそれが予定どおり返つてこなければ、最終的にはどうなるかというと、國の借款になる。そうでしょう。こちらはそういう氣持ちはなくとも、主要債権国から相談をされれば、日本だけがむげに断わると、いうわけにいきませんよ。だから、結果的にそういうふうになるけれども、投資の場合に非常に精査をしてやらなければならぬと思うので、どうもこの面の大蔵当局の配慮はあるきり足らないのぢやないかという気がするのですが、この点はいかがですか。

ましては、理財局、銀行局、為替局と
いう三つが中心になり、それに主計局
が入りまして、相当真剣に取り組ん
で、ケース・バイ・ケースで非常に慎
重な投資許可を行なつてきたわけでござ
ります。まあこれからもどういう機
会をつくるかということは別でござい
ますが、慎重にして効果のある海外投
資を考える場合には、やはり万全な体
制をとるべきであるということを考え
ておるわけであります。

○天田勝正君 その万全が、きのうも
各委員もどうも質疑してその万全がの
み込めないのですよ、実はね。まあ今
度の投資損失準備金と、これは書いた
とおりでさっぱりへんてつもないのです
。それもいらないなどいう程度になつて
しまう。だけれども、それぞれの国に
よつてすべての情勢も違えば、民族意
識という点ですか、そういう点までが
違つておるのに、どう精査するかわか
らないけれども、まあ自然に集まつた
ような資料ではとても足らぬのじやな
いか。そうすると、ことごとくが、民
間投資についても、その民間投資を準
備金という形、それがやがて、輸出入
銀行のとき議論したように、しまいに
は国の借款、こういうことになつて納
税者にかぶさつてくる。一番最初によ
ほど精査しても、なかなかそれがうま
くいかないのだと。アメリカなんかで
はちゃんと民間会社でそれを引き受け
てやっておりますけれども、あんな米
州機構の中でも、アルゼンチンや、ウ
ルグアイを見た場合に、ほとんど失敗
の例ですよ。あんなに近い地域で、す
ぐに資本主義体制といふものも確固と
いつてもいいですが、それくらい発達
しておるところでさえ失敗しておる。

ことにこれからの中開発地域といえば、まあおおかたそうなんですけれども、私たちが見てきたところでも、これが日本人の技術者が指導していましめたイランの製糸工場であります。蚕業から製糸まで指導しておる。それで、その工場で機械設備をかけるという場合に、三百人の工員がそれができるまで二ヵ月遊んでいて、その人は閉口してしまっておる。そろばんにも何にもならないのですね。それは自分たちが雇われたのはそういうことをやるべきものじゃないと。だから、せめて工場の回りの草でも抜いてくれぬかといつても、それはやらぬ。まあこれは一例ですけれども、それほど労働に対する認識というのですか、とにかく民族意識というものが違う。およそよくれているところはそのような例があるのですね。

○國務大臣(田中角謙君) とにかくウジミナスのようなことを例に引かれれば、確かに不安であるというような御発言になると思いますが、しかし、大体いままで相当な件数をやっておりまして、大体うまくいっておる、こうしたことだけは、ひとつ事實で説明できることでございます。大体において投資であり、しかも最後には失敗すれば国民の犠牲になるのでありますから、これは慎重の上にも慎重でなければならぬということも事実でございます。

また同時に、世界の風潮は、御承知のとおり、二十世紀末になつておるわけでありますて、先進工業国が先進工業国同士でもつて、貿易をしても大きくなはない。これは純経済理論から考えましても、結局二十七億とも十九億ともいわれておる地球上の人類の中では、その大多数は低開発国でございまますから、こういう諸君の生活のレベルアップをする、そうすることによってやはり先進工業国との輸出といふものも伸びて、まだまだ何世紀かこう世界の発達發展というものが期せられるのだ、こういう考え方にしておるわけです。でありますから、その低開発国の開発援助ということが必要であるということは、地球上すべての国との問題であります。日本 자체は特にそういうものよりももっとはつきりした根拠がありますのは、世界各国と比べて非常に特殊性があります。それは、全輪出額の五割以上が低開発国向けである、こういう非常に珍しい貿易の状態でござります。そういう意味からいまとしても、世界的に見ても、また日本の特殊な実態から考えましても、後進国援助、低開発国を援助して、将来日本

がそれによってまた利益を得なければならぬ、その一つの手段として低開発国援助の問題でございます。インド等に対する援助の問題でございます。印度は、御承知のとおり、債権国援助会議を開きまして、またこちらから追加投資をする、前に投資したもののはたな上げをするというようなことがございましたが、やはり世界の趨勢として低開発国に対しては共同の責任で援助を続ける。そうすることによってお互いも共通の利益を得るのだという考え方でございますので、中には間違いもござりますが、しかし、それはまあ低開発国というのはなかなかたいへんなところでございます。しかし、ブラジルにはわざいに物価が高くなってしまって、同胞が何十万人か行っておるのでありますし、将来長い関係から見て、私はウジミナス投資が失敗ではない、またこれを失敗にしてはならない。お互いに両国の間でこれをよくやっていくことによって、一時的にマイナスの面があつたウジミナスの問題も、私は両国将来のためには必ずプラスの面がある。そういう苦難の道をたどって将来の利益を確保できるという考え方を持つて、やはり末長い気持ちで見ていただきたい。

○天田勝正君　どうも大演説ぶたれちゃって、（笑声）まことに被書甚大なるものがあるけれども、野党側全部きのう質疑した人たちも、低開発地帯を援助するという基本論で最も対立しておるのではないですよ。とにかく從来の例もあるし、先進国だってこの点は調査不十分で失敗しておる例がたくさんある。その結果はそれは長い目でというので、五十年も幾らもたてば、借款にしたってそれは返ってくるでしょう。返ってくるでしょうが、これはやはり何げない措置なんですよ。五年間準備して据え置いて、これは五年たてば返ってくるのですから、いわば税金をちょっと一時停止しておくれ、それだけのことなんです。何げないが、しかし實際は、他の国からの何があつたりすれば、これは国の借款と、こういうふうに切りかえて、初めは五年か十年で返つてこようと思ったのが、今度は国の借金、こういう形になつて、それは何十年になるかもしない。こういうことがあるのだから、結局日本の経済全体にだって影響するのですよ。それだから、まあ十分な調査機関を設けたりしても、なおかつおそらくはその分は、先進国なるがゆえにかぶつてもしかたないけれども、その準備段階において足らないといふのじやどうも困るじやないかといふことなんですから、どうもなかなか大演説をぶたれてかなわないから、こっちは一方的に希望しておきますかで、ひとつ政府をどうぞ御信頼賜わりたい。

ら、さよならことのないよう、ひとつ大蔵当局でやるというならばそれでよろしくござりますから、しっかりやってください。

その次は、これはたまにすぐの問題ではありません。昨日も一応議論したのであります。法人に対しても制限はあるとしても交際費を認めておる。そうすると、個人に対しても、直ちにでなくとも、研究して、それに該当する世帯控除というようなものを考えるべきじゃないかということになります。それはいろいろ異論はあるけれども、ことに日本の生活といふものは——幾ら革命が起きた国だつてそうですよ。急に国民の生活の基準がひょいと変わってしまうということはあり得ない。日本的基本からすれば、すべて交際費といふものは家単位なんです、五人働きのうも例にあげたが、生活保護を受けたって、お祭りに一銭も寄付しないと、子供を遊びにやれない、こうなるのです。ですから、実際にやらざるを得ないようになるから、やはり別途家族の多い者にはまた減税される措置があるのでありますから、扶養控除とかなんとかあるのですから、やはり一つには、一人の世帯であつてもやはり世帯は世帯なんであるから、世帯控除といふものを考へるべきではなかろうか。そういう場合にそれに応じて、もちろん生活保護世帯といふども、やはり控除だけは生活保護費の加給といいますか、増加ということになるかもしれません。なるかもしらぬが、そういうことを考へるべきじゃないかということをきのうも聞いたのですが、この点どうですか。

○國務大臣(田中角栄君) 私もやはりそういうことを考えて、主税当局に話したことがあります。話したのですが、なかなか聞いてみるとむずかしい、こういうことになるわけです。まあ事業をやつております者は、事業に付随して交際的な経費の支出が必要なんですが、これはいま社用旅とか社用消費とかいろいろなことがいわれておりますから、できるだけ少なくしなければならぬという方向であることは事実でございますが、一定のいま事業をやっておる者に対しては、個人においても控除を認めておるわけでございまして。事業をやっておらない人についても、交際がある、それは私ものとおもら、それは事実わかるのです。わかるのですが、なかなかその限度をきめることにたいへんなものでござりますから、それが非常にむずかしい問題でございます。まあこれはやはり課税最低限というものをだんだんと上げていって、その中でもって包括して片づけていくということになると、生きるための――特に学者の方々などはそうなりますし、それから、特にいま問題になつておる芸能人とか、そういうものに対しても、実際支出をするものに対してはこれを認めておるわけであります。まあ大体そういうわけであります。まあ大体そういうところでございます。

たけれども、別の質問に移りますが、この新築貸し家住宅に対する割り増し償却、これはその限りではけつこうですけれども、他の議員も例をあげられましたように、償却資産のないものはどうもしようがない。しようがないけれども、特に私はこの問題は、細々一軒の家を持つという場合に、これは自分の家だから、償却されようときませんと、どうにもなったもんじやないし、どうせ給与所得者、大部分は低額ですけれども、そういう人たちが細々持ったときに、これは税法じゃ償却はできない。ほかの資産がないんだから、償却はできやしない。けれども、やはり他の面でもよろしいのですが、何か考える必要があるのではないかと思っています。これはいま結論が出ているわけじゃありません。しかし、そうでないと、なかなか、おそらく機械設備なんかではそれを事業者同士のバランス、こういうことになりますけれども、この場合は、低額所得者と家を貸せるほどの人と、こういう違いですから、ちょっと違い方も、質的にも異なっていなければいけないのじゃないか。ですから、もし税法でどういう処置もできないならば、ほかの処置も何か考えてかかるべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

他をやつたり、また公営住宅法によつて住宅建設をやつておるわけあります。しかし、私は、ある時期に日本の國力は非常によくなつて、家を持つておる人でもそういう維持修繕というものはかかるわけでありますし、間口に對してやはり税外負担というものはかかるつきます。交際費でもやはりそうです。そういう意味で考えられるかと思ひますけれども、なかなかそれは、技術上も、實際の財政の事情からいいましても、むづかしいと思ひます。だから、ただ、いまの農地のように、その評価がえによつて収益を生まない、今度親からもらつて、相続税を納めて、現に朽ち果ててきておるにもかかわらず、評価が上がるというようなものに対しても、相当やはり将来配慮していくなければならぬだらう、こういうふうに考えます。實際、うちを持つている人に対する税制上の優遇、こういう問題はむづかしい問題ではあります、御発言に対しては、私もこういうことに興味もありますし、私自身がそういうことを研究したことなどをざいますので、将来諸外国の例も参考にしながら、新しい問題として、私自身検討してみたいと思います。

○天田勝正君 私も、いま困難なものだということは実は承知して、大臣に聞いているのです。それは一つの例を申し上げたので、実はきのうも言われたのですが、一面、ささやかな土地とうちを持つてゐる未亡人世帯で、実際は、持っているがゆえに生活保護が受けられない、そういう場合に、しかたがないから食うためにそれを売る。売る場合には、税金がかかる。ところが、それを、金を持っていて、別に買いかえるだけの力がある人ならば、これは税金がかからぬと、こうなつておるのですね。いまのお話はその一例なんとして、こういうアンバランスの点を——私の言いたいところは、そういうアンバランスなところになかなか困難があるけれども、そこはきめのこまかい行政というのでありますて、やはりそういう面を今後考えていく姿勢になつてもらわなければ困る、こういう意味で申し上げているのです。例をあげれば幾つもあります。

も私学も容易ぢやない。何とか大學株式会社みたいになつちまゝて、事実それで处置がない。そういうのも国の資金でやるのが望ましいようではあるけれども、一面、憲法との関係というようなことになる。それですから、大いにそういうものを振興するには、こうした寄付というものを活用する必要が一つあるのぢやないか。そこで、当人が幾らしか納めないから何だのといつていいで、どんどんそういう道を幅広く開いたほうがいいのぢやないかという意見を持っているんですが、いかがですか。

しかもそういう社会公共のために協力をささげようというようなものに対しては、税制上も、現行よりも先進国でやつておるような状態にだんだんと進めていくべきものと、このように考えております。

二万五千円取られるわけです。そうすると、結局一万七千八百円よけいに取られるわけです。しかし、一千万の場合を考えてごらんなさい。一千万円の場合になりますと、全くその反対に、改正前は、つまり現行でいけば三百三十一万七千四百円税金を取られるものが、今度は、改正後には五十万円で済むわけですから、差引二百八十一万七千四百円というふうに税金は安くよくなります。(二十九年、五百五十分)

万五千円払わなければならぬ、こういふことですが、これはこういう計数の問題だけではなく、昔からいわれておるんですが、住宅を建てたい、住宅を建設したい場合には、住宅の建設資金をあまりつづいたら住宅は建たないのです。同時に、預金もそのとおりであります。貯蓄増強をするときには、貯蓄に対してもその源泉をつづいたら貯蓄は増強できない。同じように、こういう資本市場を育成しながら資本の増強ということを考える場合には、もう金はよけい払ってもいいから突っ込まないほうがいいのだ、こういうこともあり得るのです。ですから、私は先ほど申ししたとおり、フランスは三〇%かどつつかをとりなさい……。

中席君 私は時間がないから、
問題があなたとほんとうは……。
もうあなた、そうおっしゃいま
ども、事実はそうではないので
ある。でも、現行法改正のつまり理
由をえてごらんなさい。現行法を
少額配当を受ける者ほど損を
高額の配当を受ける者ほど得に
なさいよ。これは決してあなた
ではありませんけれども、いま株式市場
の信託の信用云々ということに
あるかというふうにはいきま
す。あなたは先ほど野々山委員の質
しては、これは貯蓄的な意味も
ら、投資家の云々ということを
よくのところは、あなたがここで
いたい、先ほどは否定をされま
す。実際は株式配当において
ような源泉分離課税の方向へ道
とをむしろお考えになつてい
て、あなたは、とにかく五十万
は、税金改正でとにかく五十万
はないかという懸念が深くなる
のです。それだけじゃございませ
んから、それで税金は二百七十
二百円ももうちて、いまより
て、この人はこれでもつて税
他の所得は無收入になるか
が、将来になると、これは
よりよかつたなどということに私は
つくるだらうと、こういう考
え立つておる次第であります。

○鈴木市蔵君 もう時間がありませんから、最後に、この問題とは別な問題ですが、一つだけお聞きしたいと思いますのは、これはもう昨年からやっていますが、一度もまだ大臣としての答弁を聞いておらないのですけれども、いわゆる課税最低限の問題です。午前中も木村参考人が来て、課税最低限の問題についても述べられましたが、日本のつまり課税最低限というのは、理論的にも実体的にも筋道が通っていないんですね。マーケット・バスケット方式にエングル係数を乗じて云々というふうなことがありますけれども、マーケット・バスケット方式というのはすでに日本の実情に合わないのです。これは物資が欠乏している時に、所要カロリーをどうとるかということで、大臣も御存じだろうと思いませんけれども、イギリスで戦後發生して、日本にはこれは昭和二十五年に持ち込まれて、人事院が公務員の給与をきめるときに採用した方法なんですね。もうすでに労働組合の賃金理論の中でも、マーケット・バスケット方式というのはとっくの昔に投げ捨てた問題です。これは日本のつまり低生活水準を基礎にし、低賃金を基礎にしてつくられたものだ。それと同時に、もう一つは、マーケットを歩いて必要なものを、必要なつまりカロリーを買いたい集めるための主婦の労働力というものが全く一錢の価値もないものとしてつくられたものなんです。こういうような

マーケット・バスケット方式というものを、いまなお課税最低限の基礎的な一つにしている、これ以外に道はないのだということを言っているのです、税調の諸君も。しかし、ずいぶんこれは芸のない話だと思う。私をして言わしむれば、この課税最低限というのは、理論的にも実体的にも日本に確立した社会的通念がない。ここに基本的な問題がある。

ですから、この課税最低限をどこにきめるかということにつきましては、私はこう思います、率直にいって。それは、労働力の再生産に必要な経費、具体的にはそれは何かといったら、いままだつくられていないけれども、いま多くの労働者が要求している全国一律の最低賃金制がこの課税最低限でなければならぬと思う。これがいいんですよ、日本じゃ。だから、マーケット・バスケット方式なんというイギリスの借りものみたいな、日本の実情に合わないものを、いまだに後生大事にかかえているわけです。この課税最低限について、最低賃金制の実現こそが真に、先進国か中進国が知りませんけれども、もうそこまで来たといわれているいまの実情においては、どうしてもこれをつくつておかなければいけないんじゃないのか、こう思いますので、資金の問題にとどまらず、税制の面においても、この課税最低限の問題と最も低賃金制の確立という問題は不可分のものとして私たちは考えておる、この点について最後にひとつ大臣のお考えを聞きたい。

があれば、そういうことを採用するにやぶさかではないわけでございますが、なかなかいい方法はないということで、税制調査会も言っておられるところから、これを從来採用いたしておるわけでございます。これは御承知のとおり、最低生計費ではなく、基準生計費といふこととござります。最低生計費、課税最低限というものは、私はやはりできるだけ上げなければいかぬ、こういう考え方でございます。でございますが、これもまだ急激に理想に直ちに近づけるわけではないので、昭和二十年時代から今日まで、だんだんだんだん國力の充実と相ましまして、政府も年々減税をやってまいりまして、とにかく四十八万五千円までこれを引き上げられるようになつたわけであります。私たちも前に選舉公約等を考えましたときに、少なくとも五人家族六十万円までいくには一休いつまでかかるか、これを勇気を持って打ち出したいということを自民黨の政調会でもすいぶん検討したことがございます。私が政調会長をやりましたのは三年ばかり前でございますが、そのときも六十万円になるにはどうすればいいかということで、結局検討した結果は、所得倍増計画を進めて日本全体がよくなつて、そうして課税最低限もだんだんと、生計費などというものではなく、大体標準としてこの程度までは免稅である、こうしたい。私はもう農村、漁村の出身であります。しかし、やはり事実は着々とその数字の上に立つて前進をしておるのでござりますから、そういう

最低賃金制の問題は、三年ばかり前は八千円の問題とか、いろいろのことがございましたが、全国一律といふこと、そういう時代が私は来ると思いません。また来なければならぬと思いませんが、私は農村の出身者であつて、農村の実態を聞きますと、新潟県あたりは平均反別、全県を入れますと專業農家でもって七反ないし八反であります。多いところは二町歩やつておりますが、八反歩で八俵やつでも八、八、六十四俵であります。六十四俵、四千円ずつにしましても二十四、五万円、こういうことでもって、一体、八反歩以上やつてある家族というののみならず、七人の家族を持つてゐるわけです。こういう人たちが、日本は非常に戰後工業が發展を来たしてゐるけれども、労働者が今日のわれわれの生活をささえてくれてゐることはわかるけれども、農村や漁村を一體どうしてくれたのだと、事実も日本に存在するのであります。でありますから、やはり戦いに敗れて今日になつておるわけであります、やはり日本国民全部が上がっていくようにならなければならぬわけでありまして、その意味で中小企業対策、農村対策、漁村対策、こういう問題の財政支出というものの重要性があるのですから、やはり国民すべてに目をはせていただいて、できるだけその上に、なおあなたが言ったよな、うな最低賃金制度ができるような、そういういい國をつくるために所得倍増政策をやつておるわけありますから、どうぞひとつその間の事情を御理解賜りたい。

○鈴木市藏君 それは大蔵大臣、あん

た力みましたけれども、最低賃金制は

ひとり労働者だけじゃないのですよ。

それは漁業も、農業も、中小企業も、

すべての自家労賃が最低賃金制を基準

にしてはじき出すということで、最低

賃金制というのは国民生活の最低のお

けの底をはめる仕事ですよ。そういう

意味で、あなたの言っていることのす

べての問題を最低賃金制はまさに解決

する一つのかぎだと、私たちは考えま

すので……。

○委員長(新谷寅三郎君) 本日の質疑

はこの程度にとどめます。次回は明日

午後一時から開会いたす予定でござい

ます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十分散会

昭和三十九年四月八日印刷

昭和三十九年四月九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局